## 第 54 回 国土交通省政策評価会 議事次第

令和4年11月1日(火) 13:00 ~ 15:00 於:2号館1階共用会議室5

- 1. 開会
- 2. 議題
- (1) 報告事項
  - ① 平成30年度政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況について
  - ② 次年度以降の政策レビューの対象テーマ及び 令和 4 年度政策評価会の年間スケジュール(政策レビュー関係)について

## (2)審議事項

令和4年度に実施している政策レビューの中間報告について

- ① 災害に強い物流システムの構築
- ② 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
- ③ インフラシステム海外展開の推進
- ④ 旅行業の質の維持・向上
- 3. 閉会

## 国土交通省政策評価会委員

(50音順、敬称略) 令和4年11月1日現在

座長 上山 信一 慶應義塾大学総合政策学部教授

大串 葉子 椙山女学園大学現代マネジメント学部教授

加藤浩徳東京大学大学院工学系研究科教授

工藤 裕子 中央大学法学部教授

佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授

白山 真一 上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士

田辺 国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長

松田 千恵子 東京都立大学経済経営学部教授

山本 清 鎌倉女子大学学術研究所教授

## 資料 一覧

資料 1 平成30年度政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 資料2-1 次年度以降の政策レビューの対象テーマ 令和4年度政策評価会の年間スケジュール(政策レビュー関係) 資料 2 - 2 資料3-1 災害に強い物流システムの構築 (公共交通・物流政策審議官) 資料3-2 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進 (官庁営繕部) 資料3-3 インフラシステム海外展開の推進 (国際統括官) 資料3-4 旅行業の質の維持・向上 (観光庁) 資料 4 各テーマの予算一覧 参考資料1 国土交通省政策評価会の開催について

令和 4 年度政策レビュー個別指導担当委員

参考資料2

## 平成30年度政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況

## <趣旨>

- ・国土交通省政策評価基本計画及び国土交通省政策評価実施要領に基づき、政策レビューで取りまとめた改善方策について、その後の担当局等の取組の実施状況を確認するもの。
- ・具体的には、担当局等が、政策レビュー評価書決定の<u>原則3年後</u>に、それまでの取組 状況をとりまとめ、政策評価官室が政策評価会に報告するとともにホームページ等で資 料を公表する。
- ・今回、<u>平成30年度末に評価書を決定した以下の5テーマ</u>について、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認した。

## <平成30年度に実施した政策レビューテーマー覧>

テーマ	担当局等
景観及び歴史まちづくり	都市局
下水道施策	水管理•国土保全局(下水道部)
鉄道の防災・減災対策	鉄道局
タクシーサービスの改善による利用者利便 の向上	自動車局
台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁

## 1

## 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	景観及び歴史まちづくり		実施時	± 甘日	平成29年度~平成30年	担当課	都市局公園緑	
ナーマ名	京観及の歴史まらつくり		美施民	守别	度	担当誄 	地∙景観課	
対象政策	景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策							
政策の目的	良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化を目的とする。							
評価結果の概 景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題について、アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認 要 足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。								
L					なりまとめ後の改善方策の での取組」もしくは「今後の」			
不足を解消する	○対応:景観及び歴史まちづくりの法・制度及び国の支援施策の認知 方策として、地方開催等による研修等の充実、市町村への情報提供 ・県の役割強化、取組事例や新制度等に関する情報提供の工夫・充		・景観及び歴史まちづく 全国の都道府県で令和 ちづくり会議を14回行っ 度や支援措置を自治体 き」を、令和2年3月に「	りの法 元年 た い て い る 、 へ 周 り 歴 史 ま	・制度及び国の支援施策度から令和3年度までに、 をから令和3年度までに、 。。(※新型コロナによる書のする目的で、平成31年3 まちづくり計画策定に向けれて足を解消する効果が期	の認知不足 景観セミナー 面開催を含す 月に「景観記 と手引き」を	-を132回、歴史ま む)また、国の制  -画策定の手引	
を解消するため	ウ不足への対応:景観・歴史まちづくりに関する知識やノウハウ不足 の方策として、届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、マニュ の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進 る支援を行う。		は個別の景観課題や質イデア集」を令和4年3月 ちづくり計画作成マニュ	向上( 月に作 アル」	する知識やノウハウ不足 の取組をとりまとめた「景観成した。歴史まちづくり分! を作成した。以降、浜松市 定が行われ、業務の効率	見計画・まちつ 野では令和2 ほか4自治(	づくりの質向上ア 2年3月に「歴史 本において本マ	
方策として、外部	D対応:景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた職員不足を解消する 部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例 提供、計画策定時における支援を行う。		月に作成した「景観計画 ア集」の中で少ない人員 例を整理し、情報提供を た「歴史まちづくり計画 画書作成時の留意事項 ちづくり計画を共同策定 産省、国土交通省の連	国策定 章でのか を 作成 で で で で で で で で で で で で	議推進に向けた職員不足・改定の手引き」「景観計画 計画策定・運用方法や関係と。また、歴史まちづくり分ニュアル」の中で自治体職 大する点の情報提供を行った。 高齢体へ事務連絡を発出した計画策定や施策の推進	画・まちづくり 系部局との通 野では令和 戦員の労力専 った。加えて 和4年3月に た。こうした	の質向上アイデ 連携等について事 2年3月に作成し 経滅になるよう計 、自治体が歴史 文化庁、農林水 対応により、職員	
の協働や理解、	理解、関心の不足への対応:景観及び歴史まちづくりに関する地域 関心を高めるための方策として、景観教育などの地域住民等の意識 かの活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供		や歴史まちづくり計画の ウム等へ国土交通省が 効果等を紹介する取組 ちづくりの質向上アイデ	)策定 ・ 参加し を実施 ・ ア集」	する地域の協働や理解、 ・改定に向けて、自治体が 、、景観計画の策定や歴史 している。また、令和4年 の中でも住民の合意形成 地域の協働、理解、関心の	市民向けに さまちづくり計 3月に公表し や、協働につ	開催するシンポシ   画の認定による  た「景観計画・ま    シいて取組事例の	
するための方策	D対応:景観・歴史まちづくりの施策推進に向けた予算の不足を解消 として、歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮 可能とする効果的な支援制度の拡充や創設を行う。	•	は令和2年度より景観記業」の予算措置を講じ、算を確保し、申請のあた。歴史まちづくり分野ではせるため、令和元年度が美装化・緑化、除却及びる「歴史的観光資源高質	計画のまった歴史を はいばない が伝化 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	推進に向けた予算の不足策定・改定に係る費用等をでに令和2年度130百万ドバアの市区町村全てに補助建造物を含めた歴史的史的なまちなみを阻害する新護事業」の予算措置を講、令和3年度30百万円のを持ちなた。	を支援する「計で、 り、令和3年 りを行った。 りなまちなみまる を建築物・空 築建築物の で、これまでし	景観改善推進事度79百万円の予全体の質を向上でき地等について、 外観修景を支援でいるであれる	

## 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	下水道施策	実	施時期	平成29年度~平成30年度	担当課	水管理·国土保全局 下水道部下水道企				
対象政策	下水道施策全般を対象とする。									
政策の目的	従前から取り組んでいる雨水及び汚水の排除、公共水域の水質保全に加え、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など、下水道が抱える課題解決に向けた持続性の確保を図る。									
評価結果の概要	(1) 浸水対策の推進 ・下水道による都市浸水対策達成率は 58%まで到達したが、都市規・浸水時に活躍すべきポンプ場含め耐水化が不十分なか所が 70 か・内水ハザードマップ策定率は全国で 74%と一定の進捗であるが、地市で検討途上。 (2) 地震対策の推進 ・地震時の最低限の処理機能を確保出来ていない施設は約 3,800 が7,000km あるなど、地震対策は未だ不十分。 (3) 下水道の持続性向上 1) 健全な下水道事業経営の確保 ・自らの経営状況の把握に不可欠な公営企業会計の導入取組状況・必要経費を賄う十分な使用料を回収できていないにもかかわらず、2) ストックマネジメントの推進・将来における更新費の増大。(2018 年度 0.8 兆円→2028 年度 1.2 シストックマネジメント計画の策定率は、都道府県毎に大きなバラツキ3) 汚水処理の最適化、広域化・共同化の推進・都道府県構想の見直しは、平成 29 年度末で 35 都府県に上り、残・これまでに取り組まれた汚水処理施設の統廃合実績 812 か所をみ4) 官民連携手法導入実績は増加しつつあるが、地方公共団体へのア・コンセッション方式についてはノウハウの不足に加え、コスト縮減の・官民連携手法の導入状況は、中小都市ほど限定的。5) 資源・施設の有効利用の推進・下水汚泥のバイオマス利用は 32%(平成 29 年度末)とポテンシャノ6) 新技術導入の推進・下水道新技術実証事業(B-DASH)による実証技術は 51 件の導入等	所存在。 他下街を有する地区(20 都 小所、緊急輸送路等に布設 い所、緊急輸送路等に布設 は、人口3万人未満の団体 10 年超にわたって使用料 2~1.3 兆円) (管内全団体策定済みの場 整備地域の集合処理取取 をと、行政界を越えた取見・ となった。 シケート調査では、知見・ 実効性や技術力低下さてない。	ホ さ は か ま は い ま い で い で か ま で ま で	ける想定最大規模降雨に対応る管路のうちマンホール浮上では 28%にとどまっている状态っていない団体が約5割。 県に上る一方、策定率0%の関か。 り。 り。 の不足が課題である状況。 の課題。 であるが、中でも中小都市におい要。	防止対策 況。 県が2県存	が未実施の管路が約 在)				
V	レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「取りまとめ後の対応方針」等) レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況									

(1) 浸水対策の推進

### <ハード対策>

- ① 中小都市における浸水対策支援の充実、再度災害防止対策への集中的な支援 など、浸水リスクが高い地域における支援を拡大
- ② 河川事業と一体的な事業への集中的・計画的支援の推進
- ③ 水密扉の設置やBCP作成など、浸水時の機能停止リスクの低減措置を緊急に実

## <ソフト対策>

④ 急を要する地下街を有する地区における想定最大規模のハザードマップ作成を 緊急に実施

### (2) 地震対策の推進

① 過去に液状化が発生した埋め立て地区等における管路施設など特に急を要する 箇所について緊急的に対策を実施

①都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道による浸水対策 を概ね5年間で計画的・集中的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を令和元年度に創 設し、令和4年3月末時点における予算額及び自治体数は下記の通りとなっている。また、 下水道による都市浸水対策達成率は、令和4年3月末時点において、62%まで到達した。

令和元年度当初予算∶10,408百万円の内数、令和2年度当初予算∶24,447百万円の内数、 令和3年度当初予算:38,448百万円の内数、令和4年度当初予算:52,448百万円の内数 (自治体数)

令和元年度当初予算:9、令和2年度当初予算:10、令和3年度当初予算:10、令和4年度当 初予算:11、※当初予算配分自治体のため各年度で重複を含む

②内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水 |被害の防止・軽減を図るため、河川事業と一体的に行う下水道の浸水対策を概ね5年間で 計画的・集中的実施する「事業間連携下水道事業」を令和元年度に創設し、令和4年3月末 |時点における予算額及び自治体数は下記の通りとなっている。 (予算額)

|令和元年度当初予算: 10,408百万円の内数、令和2年度当初予算: 4、令和3年度当初予 |算:38,448百万円の内数、令和4年度当初予算:52,448百万円の内数 (自治体数)

令和元年度当初予算:3、令和2年度当初予算:4、令和3年度当初予算:4、令和4年度当初 予算:4、※当初予算配分自治体のため各年度で重複を含む

③「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において「全国の雨水ポンプ場等の 耐水化に関する緊急対策」により10か所で水密扉の設置等を措置済み、さらに、令和元年 東日本台風で河川氾濫等の発生により下水道施設の大規模浸水被害が発生したことを踏 まえ、従来の内水に加え外水への対応も含めた内容の「下水道の施設浸水対策の推進に ついて(令和2年5月21日国水下事13号)」を通知し、令和2年度中の施設浸水対策を含む下 水道BCPの見直しと令和3年度までの耐水化計画の策定を地方公共団体へ要請した。耐水 化の指標としては令和8年度までに、耐水化計画に基づき揚水機能を確保した施設を100%と

### <ソフト対策>

④「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において「全国の内水浸水のソフト対 策に関する緊急対策」を講じ、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する 地区(20都市)においては、想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図を作成済 み。

①過去に液状化が発生した埋め立て地区等における管路施設などの地震対策について、 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等の予算措置を講じ、全国における耐震 化率が平成30年度から令和3年度にかけて、主要な管渠で約51%から約55%に、下水処理 場で約37%から約40%となっている。

## (3) 下水道の持続性向上 1) 健全な下水道事業経営の確保 ① 総務省等と連携し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の導入を促進 ② 長期間使用料改定を行っていない団体の現状と課題を分析した上で、人口減少 下における維持管理時代に求められる使用料体系を示すとともに、国民の理解を促 進

### 2) ストックマネジメントの推進

- ① 施設の点検・調査や対策の状況を毎年フォローアップし、地方公共団体の取組を 促進
- ② 施設の一層の長寿命化に向け、経過年数、機能や重要度、地震による影響等を 踏まえた、きめ細やかな維持修繕基準を整備
- ③ ストックマネジメント計画の普及に向けた良好な取組(県主催勉強会等)の水平展 開、取組状況の見える化を推進
- ④ 下水道台帳や維持管理情報の電子化、データベース化に向けたロードマップを提

### 3)汚水処理の最適化,広域化・共同化の推進

<汚水処理の最適化>

① さらなる効率化の余地がないか国交省が検証し、さらなる都道府県構想の見直し を推進

### <広域化・共同化>

② 政令市等核となる広域化・共同化など、国交省が広域化・共同化の望ましい絵姿 を提示

## 4) 官民連携の推進

- ① 検討会、説明会、ガイドライン策定・周知、QA集公表など、あらゆるツールを積極 活用した知見・ノウハウの共有
- ② ガイドライン等で、コンセッション方式に対して地方公共団体の抱える懸念等に対 する解決策を提示・周知
- ③ 事業性確保につながる広域化と組み合わせた官民連携の推進(モデル都市にお ける検討支援結果の水平展開など)

## 5) 資源・施設の有効利用の推進

- ① 汚泥の集約処理を一層促進するよう下水汚泥の広域利活用に関するマニュアル
- ② 農業集落排水汚泥や食品廃棄物など地域に存在する未利用バイオマスと下水汚 泥の混合資源化を重点的に支援
- ③ エネルギー供給拠点化や農業の生産拠点化など下水処理場を地域の新たなバ Jューの創出拠点に転換する「下水道リノ**ィ**

## 6) 新技術導入による生産性向上

① 実証技術に関する基礎情報の周知、導入実績の事例集作成、実績を踏まえたガ イドラインのフォローアップを実施

①人口3万人未満の団体においては、令和5年度末までに公営企業会計を適用することに ついて、社会資本整備総合交付金等の交付の要件化を行っており、導入を促進している。な お、人口3万人未満の団体のうちR3.4時点で公営企業会計適用済は36.9%、適用に取組中 は61.8%であり、98.7%の団体が公営企業会計適用に向け取り組んでいるところ。 ②令和2年7月、「人口減少下における維持管理時代に下水道経営のあり方検討会」におい

て、将来の有収水量の減少に備えるため、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制 を原則とするとともに基本使用料の割合を漸進的に高めていく等、今後目指すべき下水道 経営の方向性及びその実現に向けて国等が検討・実施すべき支援等について提言がなさ れた。これを踏まえ、各下水等管理者において実施すべき収支構造適正化に向けた取組等 を整理した「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年 7月21日付け下水道企画課長通知)を発出するとともに、「小規模団体における下水道使用 料適正化等の優良事例集(R3.3)」等を作成し、各下水道管理者の収支構造適正化に向け た取組を支援している。

また、各下水道管理者が他団体との比較を通じ、経営状況を客観的に把握し、収支構造の 適正化を図る際の参考となるよう、経費回収率や使用料単価等の代表的な経営指標等を類 似団体区分ごとに一覧にして国交省HPに公表し、経営状況の「見える化」に取り組み国民の 理解促進に努めている。

①腐食するおそれが大きい下水道管路は5年に1回以上の頻度での点検が義務化されてお り、点検1巡目となる平成28年度から令和2年度までの5年間においては、全ての地方公共 団体でマンホール、管渠ともに100%の点検実施率となった。令和3年度には、1巡目の点検 等の実施状況をフォローアップするとともに、適切に修繕・改築等を図ること、2巡目の点検 を計画的に実施することについて、地方公共団体向けに事務連絡を発出し取組を促進した。 ②施設の一層の長寿命化に向け、維持管理情報等を効率的かつ確実に蓄積・分析し、計画 策定や修繕・改築につなげるマネジメントサイクル確立を支援するため、令和元年度に管路 施設編、令和2年度に処理場・ポンプ場施設編のガイドラインを策定した。

③ストックマネジメント計画の普及に向けた勉強会等の開催を推進した結果、下水道ストック マネジメント支援制度を活用するすべての団体において下水道ストックマネジメント計画を策 定済み。また、腐食するおそれが大きい下水道管路の点検や対策の実施状況等について

④下水道台帳や維持管理情報の電子化率は令和2年度末で36%となっている。さらなる電 子化促進に向け、管路施設の施設情報や維持管理情報等を一元管理する下水道共通プ ラットフォームに係るロードマップを令和3年度に提示し、令和5年度からの運用開始を目指 し構築中。

①令和元年度末までに全ての都道府県において都道府県構想の見直しは完了。令和3年11 月に、令和8年度末までの「汚水処理の10年概成」の目標達成が困難と考えられる市町村 に対して、見直しポイントを踏まえたアクションプランの点検・見直しを依頼し、各都道府県に おいて全国1,719市町村の内約920市町村を選定し点検を実施し、そのうち課題等の多い全 国で約540市町村でアクションプランの見直しを実施予定。令和4年度予算より下水道整備 推進重点化事業の拡充を実施。

②広域化・共同化の推進に向けて、先進的な取組事例を紹介し、各地方公共団体における 下水道事業の執行体制強化に向けた広域化施策の参考とすることを目的とした事例集を作 成。令和4年3月末に事例集の更新を行い、全23事例を紹介。

①知見・ノウハウを共有するため、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検 討会(以下、検討会)」を開催し、国の施策を説明すると共に、先進的に実施している自治体 から事例を発表している。R2年度からはオンラインでの参加を可能としたことで、遠隔地の 地方自治体が参加しやすくなり、8回の開催で新たに120の自治体が参画した。

官民連携手法を導入しようとしている自治体向けに、導入手順や検討内容等を取りまとめた ガイドラインを整備している。包括的民間委託については、「下水道管路施設の管理業務に おける包括的民間委託導入ガイドライン」をR2.3月に改正すると共に、日本下水道協会との 協働で「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」をR2.6月に整備した。共に、先進事例で の検討内容を盛り込み、知見・ノウハウの共有を図った。

②コンセッション方式については、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関 するガイドライン」を先行事例の進捗に合わせ、H31.3月とR4.3月に改正し、検討内容や留意 点などの記載事項を充実させた。

また、過去の検討会での発表資料を検索しやすくするため、本省HPにコンセッション事例の 資料をまとめて掲載している。

③広域化と組み合わせた官民連携を推進するため、R3年度に秋田市、R4年度に葉山町を モデル都市にして、広域化を踏まえた官民連携の検討をテーマに支援を行い、検討内容を 公表するなど水平展開の取組を行っている。

①下水道資源・施設の更なる有効利用の推進に向け、H31年3月に「下水汚泥の広域利活 用マニュアル」を公表した。

②「下水道施設のエネルギー拠点化コンシェルジュ事業」を通じ、地域バイオマスを集約して 資源・エネルギーとして利用する事業を検討している地方公共団体に対し、アドバイザーを 派遣して助言等の支援を行った。

③処理水、下水熱、上部空間などの下水道資源を活用し、下水道施設を地域活性化の拠点 としてリノベーションを行うための取組について、計画策定から施設整備まで一体的に支援 を行う「下水道リノベーション推進総合事業」を令和2年度に創設した。

これらの取組の結果、平成29年度末に32%であった下水汚泥のバイオマス利用が37%(令和 | 年度末)に向上した。今後、地域の実情に応じたバイオガス等の高度エネルギー利用等を |促進していくことで、2030 年(令和 12 年)に約 50%が利用されることを目指す。

・各地方公共団体における導入検討の参考資料として、実証評価済みのB-DASH技術につ いて、必要とする性能や規模に応じた適用可能性を簡易評価するためのガイドライン適用表 を作成するとともに、各技術の導入効果算定ツール、発注仕様書案、採用事例について、令 和2年度に国土交通省HPに掲載した。

・ガイドライン策定後、自主研究の追加データによる実証根拠の上積みや、長期運転時の安 定性の確認等を実施し、ガイドラインのフォローアップを行った。

・上記の取組み等により、令和4年5月末時点で、下水道革新的技術実証事業(B-DASH)によ る実証技術の導入件数は 164件まで推進された。

## 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	鉄道の防災・減災対策		実施時期	平成29年度~平成30年 度	担当課	鉄道局施設課		
対象政策	各種災害の中でも、地震災害及び豪雨災害については、将来の発生リスクが高いこと、被害額など被害の規模が大きいこと、復旧に長期間を要することから、地 震災害及び豪雨災害に係る鉄道の防災・減災対策を今回の政策レビューの対象とする。							
政策の目的	自然災害による被害が頻発化・激甚化する中、地震災害・豪雨災害については、将来の発生リスクが高く、被害額など被害規模が大きく、復旧に長期間を要する傾向にある。したがって、特に地震対策・豪雨対策を評価対象として、これらに係る鉄道の防災・減災対策を推進し、列車の安全・安定輸送並びに鉄道利用者の安全確保を図ることを目的としている。							
評価結果の概 要	主な評価結果は以下の通り。 〇予防段階 (地震) ・特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令で定められた構造物のうち未対策箇所の対策を引き続き推進するとともに、今年度より曲(豪雨) ・近年の豪雨では、河川管理施設等構造令を満たしていない橋梁の花活用により、橋脚の根固め工、橋梁の傾斜検知システムの整備や斜〇応急段階(地震) ・駅間停止列車の早期解消、運行の早期再開に向けた対応方針につ・緊急自動車の通行に支障が及ばぬよう、災害時に踏切を開放する彫切の協議完了に向けて、踏切開放に係る安全性の確保策等について(地震・豪雨) ・増加する訪日外国人への非常時の情報提供が不足。訪日外国人が等)により、迅速な運行情報等の提供を促進。 〇復旧段階 (地震・豪雨) ・平成30年7月豪雨において、流入した土砂の撤去等に際して、河・早期復旧のため、鉄道用地外の土地の一時使用が可能となる制度	げ破壊先行型の高架を被害や斜面崩壊による面防護工等を着実に到れて、基本的な方向性祭のルールや安全性ので関係者と協議を実施を行者を含む利用者等	橋等の対策を設被害が多発。 実施。 生を提示。地震 力確保等につい。	追加し、対策を促進。 当面の対策として、鉄道事 計の増設や定期的な降車 いて検討中。引き続き、災害 なを行うにあたり、多様な情	業者への支持 避難訓練の 医時に優先し	援制度(補助)の 実施を指導。 て開放すべき踏		
V	ビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「取りまとめ後の対応方針」等)			取りまとめ後の改善方策の での取組」もしくは「今後の『	F			

### 【高架橋等の耐震対策】

・せん断破壊先行型の高架橋等のうち未対策箇所の耐震対策を引き続き推進すると ともに、今年度より曲げ破壊先行型の高架橋等の対策を追加し、対策を促進。

### 【河川橋梁の流失・傾斜対策、斜面の崩壊対策】

・鉄道事業者への支援制度(補助)の活用により、橋脚の根固め工、橋梁の傾斜検知 システムの整備や斜面防護工等を着実に実施。

### 【計画運休】

・利用者の安全を確保するための計画運休の実施について、利用者等への情報提供 等について昨年10月にとりまとめ、現在、最終取りまとめに向けて検討中。

### 【駅間停車列車の早期解消、早期の運転再開】

・地震計の増設や安全に降車するためのはしごの常備等を推進。

## 利用者等への情報提供】

・訪日外国人旅行者を含む利用者等への情報提供にあたり、多様な情報提供手段 (ウェブサイト、SNS、駅頭掲示等)により、迅速な運行情報等の提供を促進する。

### 【踏切長時間遮断対策】

・災害時に優先して開放すべき踏切の指定について、関係者と調整を進める

## 【道路・河川等関係事業との連携・調整】

・早期復旧に向けた関係事業との連携・調整のための恒久的な仕組みの構築を検

### 【鉄道用地外の土地の一時使用】

早期復旧のため、鉄道用地外の土地の一時使用が可能となる制度を検討中。

・せん断破壊先行型の高架橋の耐震対策については、防災・減災、国土強靱化のた めの5か年加速化対策として加速化した結果耐震化率は概ね100%を達成した。 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助を拡充し、曲げ破壊先行型の高架橋等の対策 について補助を実施することとした。

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、豪雨による鉄道河川 橋梁の流失・傾斜対策及び鉄道隣接斜面の崩壊対策に予算補助を実施しており、対 策の加速化を推進している。

・本加速化対策により、既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川 橋梁の流失・傾斜対策及び崩壊の恐れのある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の達成 年次について、令和41年度から令和14年度への前倒しを目標としている。

・豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の進捗率は、令和2年度末時点で完了 率33%。

・豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊対策の進捗率は、令和2年度末時点で完了率1

・コロナ禍により鉄道事業者の経営環境は厳しい状況であるものの、対策の進捗に向 け引き続き鉄道事業者への指導等を行う。

・平成30年9月に鉄道事業者各社が行った「計画運休」の対応等を踏まえ、平成30年 10月に今後の計画運休のあり方等について中間取りまとめを行ったところ、引き続き の検討課題となっていた利用者への情報提供のあり方を中心に、令和元年7月に鉄 道の計画運休のあり方について最終とりまとめを行った。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo02\_hh\_000111.html

・以降、取りまとめをもとに実施された計画運休事例等を通じて、社会的に計画運休 についての認識が広く浸透した。

·令和元年10月に開催した猛暑時の駅間停車対策に関する事業者との意見交換会に おいて議論を行い、降車用梯子等の適切な配備について一層推進するよう促した。 https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo08\_hh\_000095.html

令和元年7月に公表した、鉄道の計画運休のあり方についての最終とりまとめにお いて、利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法について、利用者等に対して前 広に多様な手段及び多言語で情報提供を行うこと、計画運休の可能性についての前 広な情報提供を実施すること、利用者等が適切な行動を選択できるようできる限り、 具体的な情報提供を適切なタイミングで行うこと等を取りまとめた。

・災害等が発生した際には、その都度鉄道事業者に対し、訪日客を含む内外の利用 者に対する情報提供を適切に行うよう注意喚起を行った。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo02\_hh\_000111.html

·令和3年4月から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指 定した踏切道について、鉄道事業者及び道路管理者が災害時の管理方法をあらかじ め策定するよう義務付ける制度を創設した。また、同制度に基づき、令和3年度に181 箇所、令和4年度に191箇所の踏切道について、災害時の管理の方法を定めるべき 踏切道の指定を行った。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01 hh 001466.html https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\_hh\_001572.html

復旧鉄道事業者と国土交通省の関係部局をメンバーとする連絡調整会議を構築し 迅速な事業間調整を可能とする体制を確立した。

鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある植物の伐採等や作業場の確保を目的とす る、他人の土地の一時使用等を可能とする制度を令和3年度に創設した。 https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo tk7 000025.html



## 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

対象政策	プクシー事業の現状把握、これまでの規制の変遷から課題を整理するととも 別用者アンケートから、都市部、地方部毎の利用者ニーズを整理。 プクシーを取り巻く新技術の動向を整理 プクシーサービスにかかる実証実験の効果及び実証実験から制度化に至る。 B市部、地方部における今後のタクシーサービスの目指すべき方向性を整理 Eに迫った2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、訪日外国人旅行る であるタクシーは、都市部・地方部を含めた交通手段として確保していくこと で特性も踏まえながら、タクシーサービスを進化させ、利用者利便の向上を図 を目的とする。	るまでのアプロ 理。 者の数も急増 ことが必要であ	コーチの構築。 曽している。ま ちり、そうした料	た、ドアツードアで、きめ細		一ビスの提供が
政策の目的 可能で で で で で で で で で で を を で ことを と 一 二 一 都 市 の 提 地方 の お か に か が で の 都 市 で の 都 市	とであるタクシーは、都市部・地方部を含めた交通手段として確保していくこと ・特性も踏まえながら、タクシーサービスを進化させ、利用者利便の向上を図 を目的とする。	とが必要であ	あり、そうしたり			ービスの提供が
ニーズ ○都市 の提供 ○地方 る新た シーが 評価結果の概 ○都市	『悪低迷の背暑にけ 暑気の動向のみならず 人々のライフスタイルや働き		. 俗任的な帝:	要を活性化し、今後も安定		
して、f ある。 〇また 向上と ことでi	-ズを的確に捉え、新たな需要の取り組みつつ実車率を改善し、生産性向上B市部においては、一定の需要規模は存在すると考えられる一方で、実車率是供が求められるほか、都市のユーザーの求める機動性・柔軟性といった二色方部においては、それぞれの地域の特性や実情を踏まえながら、日常的なたなサービス動向も踏まえて、地方にも取り入れることが可能なものは、実・が果たすことのできるサービスにも取り組むことが必要である。B市部・地方部共通の取組としては、ユニバーサルサービスや訪日外国人観経されるよう、生産性の向上などを通じて、事業者が自ら取り組む働き方は、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者の見える化や第二	上を図ることか率が半のでは、	が必要である。 続たない状況で に対応の役要で た多様をなる た多様をなど た外緩和 かは、利策の のよう施る。	であり、配車アプリ等の新たくことが必要である。 ・果たしていくことが必要である。 ・また、人口減少が著していくことが必要である、また、人口減少が著していくといくとともに、女性や 関係省庁とも連携しながら	たな技術を活 がある。また、表 いい過疎地域は に必要なサー 若者が働きや ら取り組んでし を喚起し、事 れに基づいて	用したサービス 都市部で潜行す において、タク ービスの担い手 っすい環境整備と いくことが必要で 業者の生産性の て実証実験を行う

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「取りまとめ後の対応方針」等)

配車アプリをはじめとする新技術は、柔軟な運賃サービスの提供を可能とするもの であり、利用者のニーズにきめ細やかに対応できる運賃制度改正を行っていく。具 体的には、実証実験済みの「事前確定運賃」「相乗りタクシー」の具体的な制度化と 適切な運用を講じていくとともに、需要の変動に応じた料金制度の導入可能性につ いても検討。

人口統計、過去のタクシーの運行実績、気象データや近隣のイベント情報などか ら、AIを用いて、リアルタイムでタクシーの需要予測を行い、ドライバーの経験や勘に よる走行から、データを基にした最適な走行ルートを選択可能とすることで効率的な 配車を実現することにより、実車率を高め、事業の生産性の向上を図っていく。

高齢者をはじめとする経済的負担力の高くない交通弱者の移動の足が確保できる よう、乗合タクシーの導入や、タクシーを一定期間定額で利用できるサービスの制度 化を検討していく。

また、各地域のニーズに応じて育児支援タクシーなど、女性を含めた幅広い利用 者層を取り込む事業者の取組を後押ししていく。

新旧タクシー特措法において創設された特定地域・準特定地域の協議会の仕組みが十分活用されるよう、地方運輸局を通じて働きかけていくとともに、各都道府県の タクシー協会が自治体を訪問して地域の課題とニーズを把握し、タクシーが貢献でき るサービスの導入を提案していく取組を後押しする。

旅客自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送サービスの掛け持ちが可能となる よう制度改正を行った結果、タクシー事業者が貨物を取り扱う事例も出てきている。 こうした取組が全国に拡がるよう、先進事例のフォローアップを行い、関係者間でノ ウハウの共有を図っていく。

ユニバーサルサービスや訪日外国人旅行客など多様なニーズにタクシーが対応し ていくように、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図るとともに、障害をお持ちの 方にも優しく、適切な乗降を確保するよう、ハード・ソフトの両面で、車両メーカーやタ クシー事業者への働きかけを行っていく。

タクシーの多言語対応、無料Wi-Fiの導入、キャッシュレス対応等、訪日外国人がス トレスフリーで旅行を楽しめる環境整備を支援していく。

改正タクシー特措法の施行により、多くの特定地域で賃金水準の改善が見られた ところであるが、地域に必要なサービスの担い手が確保されるよう、生産性の向上な どを通じて、事業者が自ら取り組む働き方改革に向けた対応を後押ししていくととも 、女性や若者が働きやすい環境整備として、長時間労働の是正等の働き方改革 に取り組む事業者の見える化や第二種免許の要件緩和などを関係省庁とも連携し ながら取り組んでいく。

新たな運賃サービスの検討にあたっては、利用者の安全・安心の確保はもちろん のこと、利用者利便の向上を通じて需要を喚起し、事業者の生産性の向上とサービ スの持続可能性がしっかりと図られることが必要であり、改善効果が発現するよう施 策のロジックモデルを検討し、これに基づいて実証実験を行うことで適切に効果検証 を行い、必要に応じて制度のブラッシュアップを図っていく。

大規模災害が発生した場合、タクシーが迅速に対応できるよう、地域のタクシー協 会と地方自治体との間で、主に、①応急対策等に必要な人員の輸送②応急対策等 に必要な機材、物資の輸送③災害状況及び被害情報の収集・通報等を目的とする 協定を締結している地域が認められるが、全国をカバーできるよう、地域のタクシー 協会を通じて、地方自治体等へ働きかけを行い、有事への準備を整えつつ、公共交 通機関としてその役割を適切に果たし、地域にとって災害時にも不可欠な存在として 位置づけられることを通じ、タクシーの持続可能性を確保していく。

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)

「事前確定運賃」については、平成31年4月に制度化している。また、「相乗りタク シー」については、令和3年11月に制度化し、地方を中心に数件導入が進んでお り、現在、アプリ会社等においてシステム開発が行われているため、今後都心部でも 導入されることが見込まれている。

国土交通省としては、業界団体等と連携しながら、こういった利用者の利便性向上に 資するサービスについて、引き続き導入促進を図るとともに、適切に運用していく。 また、需要の変動に応じた運賃制度の検討については、現在、制度設計に向けて関 係者間で議論するための検討会を開催しており、今年度中の制度化を目指してい

配車アプリ企業が提案する新たなサービスに対して必要な助言等を行い、配車アプ リの機能が充実し実車率の向上につながっている。なお、配車アプリ企業において は、配車アプリ利用者のビッグデータを活用し、リアルタイムでタクシーの需要予測を 行うシステムを構築した企業も現れ、これにより、最適な走行ルートを選択し効率的 に利用者を発見することが可能となり、実車率・生産性の向上につながっている。 また、障がいをもつ利用者の利便性向上を目的として、令和2年度にタクシー事業者 と福祉タクシー事業者の車両を共同配車する実証実験を実施し、効率的な配車を実

現。 「乗合タクシー」については、一般路線バスによる地域の生活交通の維持が困難とな る中で、地域の足を確保する公共交通システムの1つとして導入が進んでいる。ま た、「一括定額型運賃」については、令和2年11月に制度化したところ

加えて、タクシー事業者が実施する「妊婦や子ども支援タクシー」や「観光タクシー」、 「コミュニティ交通の導入」などといった需要喚起策の好事例について、他の地域へ 情報提供し、取組を後押しするとともに、女性利用者が利用しやすくなるよう、女性運 転者の採用を後押しするため「女性ドライバー応援企業認定制度」により、女性運転 者が働きやすい施設の整備等に取り組んでいる事業者を認定しており、令和4年10 月時点で773事業者認定している。

地方運輸局が協議や検討の円滑化に資する各種データの提供をはじめとする様々 な面で裏方的な役割を担いながら、特定地域・準特定地域協議会等を定期的に開催 、当該地域のタクシーの現状や問題点、取組等を関係者間で共有・検討するなど 協議会が円滑に運営されるようサポートしてきたところであり、引き続き定期的に開 催していく。

貨客混載の実施については、現在、タクシー事業者は一部の過疎地域において認 められているところ、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調 査を行うこととしている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い旅客輸送需 要が激減し、経営維持が困難な状況となり、また、営業自粛の対象とされた飲食店 等においても深刻な影響を受け、料理の配送等のニーズが増加したことを受け、令 和2年9月にタクシー事業者が貨物自動車運送事業法による許可を取得し、貨物事 業として常態的に食料・飲料を運送できるよう措置し、

運送収入増加の一助となっている(令和4年3月末時点で許可事業者は全国で364

ユニバーサルデザインタクシーの普及を図るため、地域公共交通確保維持改善事業 等により、ユニバーサルデザインタクシーの購入費の一部に対し支援を実施するとと もに、税制特例による自動車税、自動車重量税の減免措置を講じており、令和2年 度末時点で2万5878台導入されている。(H30年度末時点で1万2533台) また、訪日外国人をはじめ旅行者がストレスを感じることなく快適に移動できる環境 を整備するため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により多言語翻 訳機器、無料Wi-Fi、キャッシュレス決済端末等の購入費などの一部に対する支援を 実施している。(令和元年度から令和3年度における補助実績は合計432件)。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各地域で運転者の賃上げを理由とする運 賃改定の申請が多数出てきており、速やかに運賃改定が行われるよう、申請内容を 審査するとともに、関係者の調整等適切かつ迅速に対応していく。

また、女性や若者が働きやすい職場環境の整備や二種免許の資格要件の緩和・取 得支援などを関係省庁と連携して取り組み、本年5月に第二種免許取得に係る受験 資格が見直され、特別な教習を終了すると、19歳以上で普通免許等を受けていた 期間が通算して1年以上あれば、第二種免許等の運転免許試験を受けることが可能 となった。令和2年度に創設した「働きやすい職場認証制度」において、タクシー事業 者等の職場環境の改善に向けた取組を「見える化」し、運送業のイメージ刷新を図る ことで、運転者の就職を促進している(令和4年5月現在で740者のタクシー事業者 が認証済み)。

新たな運賃サービスの検討については、平成30年度に行ったタクシーの定額乗り放 題に関する実証実験を踏まえ、タクシーの回数券・定期券を認める「一括定額運賃」 を令和2年11月に施行したところであり、既に導入した「事前確定運賃」「相乗りタク **ノー」等のサービスと併せて、引き続き導入促進を図っていく。** 

大規模災害時等における緊急輸送に関する地方自治体との協定については、全国 の主要都市で締結済みであり、当該協定等に基づき、有事において鉄道・バスが運 休や営業時間外であってもタクシーが公共交通機関として帰宅困難者の輸送を担っ ている。ただし、市区町村単位でみると協定未締結の自治体があるため、引き続き 全ての自治体と協定が締結されるよう働きかけていく。

(平成29年度末時点で105地域で協定を締結していたが、令和3年度末時点で15

O地域まで増加)

			取りまとめ後の改善方策の	7,00	平成29年度~平	成30年	Jp	気象庁大気流		
テーマ名	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充憲	実 ——		実施時期	度	火の十	担当課	洋部業務課		
対象政策	気象警報等の防災気象情報の提供に係る施策のうち、平成28年~29年にかけて改善を進めてきた情報提供の充実及び情報の理解・活用の促進等の旅を主な対象とする。									
対策の目的	市町村による避難勧告の発令等の判断支援や、住民の主体的な避難行動を促すため、適時・的確な防災気象情報の提供等によって重大な災害が起こるはそれに対する警戒を呼びかけ、台風・豪雨等に伴う被害の防止・軽減に資する。									
平価結果の概 要	<市町村における防災気象情報の利活用防災気象情報のうち、避難勧告等の発令等(土砂災害警戒判定メッシュ情報)についてについては7割弱の確認にとどまっており、を色分けした時系列」や「警報級のところ、情市町村側の体制にも課題が見受けられた。ての要望など、防災気象情報の利活用状での要望など、防災気象情報の利活用状住民における防災気象情報の入手手段とテレビに次いで多くなってきており、今後、る。個々の情報の利活用状況に関してはのは約15%に留まるなど、平成29年から第という回答は約9割に達するなど、その活別警報については、認知度は高かった一つ	判し、」青。に、、、して、、、所用断は必の報まく、況でマ「たニへ大ず情のたさ、 〉は一覧に一	の有効活用が期待される「危険度分布雨対応の際に9割弱の市町村が確認し しも十分に活用されていない市町村も見報については、9割以上の市町村が活月持つ意味の理解が不十分であることの、情報の高解像度化や精度向上の他、こついて市町村側から改善ニーズがある、テレビが約9割と突出して高いものの、トフォンのアプリやSNSのような手段を決度分布」については、情報の存在自体提供を開始した防災気象情報の住民にズは過去に顕著な災害が発生した地域	ていたものの、 受けられた。 見しており、悪 見しか、村職明らか を中心とが明らか をを見いない。 を ま用し数のでは はけいでは を はけいでも を はけいでも に は は は は は は は は は は は は は は は は は は	平成29年7月から 一方、平成29年度 セ十分に平成29年度 は十分に縁忙のたる 迅速に情報を確認 となった。 では、大きないでは、 では、大きないでは、 では、これでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ら運用開開 をにれていた され情できないがいた。 かりででする。 かりでは、 のかは、 のかは、 のかは、 のかは、 のかが、 のかは、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが	始している洪には供を見る。 に、これを明のでは、 に、これでは、 は、 は、 は、 で、 いいでは、 は、 で、 いいでは、 で、 いいでは、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	水の危険度分開始した「危険度分開始した「危険度分にが無いを十分にが無いからない。 型ののが、対している。 手しと考解している。 大きができれている。 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、からいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
レビュー取りまる	とめ時点での政策への反映の方向(予定)		レビュ-	-取りまとめ後	の改善方策の実					
防災気象情報の 生 <取組例> 土砂災害の危陥 危険度の変化い サービスの開始	取りまとめ後の対応方針」等)  ○改善、伝達の工夫、精度向上の取組を推  (食度分布の高解像度化(5km→1km)  (こ気づきを与えるためのプッシュ型の通知  (清度向上のための技術改善・発表基準の		利用者において防災気象情報が使いた(1)利用者において防災気象情報が使いた(1)利用者における早期の防災対応を・それまで3日先までであった台風強ないを・・ 積雪の深さや降雪量を観測点が毎点が毎月の。・数多くの甚大な災害をもたらしてきた。報」により発表開始した(令和3年6月)。能性を半日程度前から気象情報に改善の通知サービスを開始した(2)今いる場所の危険性をより明確に(2)今いる場所の危険性をより明確に(3)今いる場所の危険性をより明確に(3)今いる場所の危険性をより明確に(5)六両特別警報基準についてよりの危険度を発表(3)今いる場所の危険性をより明確に(5)六両特別警報基準についてより。・・ 大雨特別警報基準についてより、・ 大雨特別警報基準についてより、・ 大雨特別警報を廃止)した(令和2年8月)。・・ ・ 動・に「危険度分布」の危険度を発表強い情報に改善した(令和3年6月)。・・ 熱中症予防行動を効果的に促すたといき、から、それに指数を指標とする運用に改善した(6月)。	です 大 です 大 です 大 です 大 です です です です です です です です です です	。今後の (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	を善吸延析 情象令達ア 度 、	記していく。 (平成31年3月 (平夕をなまな水)。 (1年)の	引)。 始した(令和元 関する気象情での気象をである。 業者によるプロションを になるのでである。 等を要はまでいる。 生と結びつきが 生とれている。		
	の警戒レベルに合わせて、避難行動に直 の防災気象情報を分かりやすく提供		利用者において警戒レベルに応じた避警戒レベルに応じた位置づけ等を行い発令をより判断しやすくなるよう改善した(1)警戒レベルを明示した防災気象情・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予月)。・気象庁ホームページの防災気象情報(2)警戒レベルに適合した位置づけの・大雨特別警報を、警戒レベル5緊急を5月)。・高潮特別警戒水位への到達情報を、相当情報へ位置づけて、提供開始した(3)警戒レベルに応じたキキクル(危限・キキクル(危険度分布)に、「災害切追・これまでのキキクル(危険度分布)で「4」相当の「危険」(紫)に一本化した(会	、住民の自主 ・ (住民の自主 ・ 報の提供開報 ・ では、 ・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	的な避難行動を3 台 代に、相当する警戒 他に、警戒財始 の提供開始 合基準設 含めた「高 のと関始 のとし である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	支援する。  女レベス記では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	とともに市町村の記載を追加した(はない)がけて、発表開発生情報」とした(令和4年	が避難情報の した(令和元年 (令和元年6月) 始した(令和3: 、て警戒レベル		
情報入手手段の 信等の取組を推	)変化を踏まえ、SNS等を活用した情報発 E進		近年の防災気象情報の入手手段の変 気象情報等の伝達手段を増やすことで (1)大雨特別警報等発表時の緊急記: ・緊急記者会見のYoutubeライブ中継を・緊急記者会見において手話通訳者の・「気象庁防災情報」アカウントを開設し(2)気象庁ホームページの多言語化に・気象庁ホームページのキキクル(危修年4月にかけて、順次、多言による情による情容)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語メール語、ビルマ語、モンゴル語(計14:5、気象庁ホームページの気象(天気、大いても多言語による情報提供を開始して、3)気象庁ホームページへのスマートフォに適していなかった表示を最適化した(	はい <b>まら見へのア</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5 へ情報が伝わる * <b>クセシビリティの</b> 和2年3月)。 た(平3月年3月)。 た(平 成31年3月)。 <b>注・訪問外国人へ</b> ・計画の現在までは、 をはた。べいでは、 とは、 をはた。 はいまでは、 はい	ように <b>改</b> 試発 (	善した。 和2年7月本選 始した(令和元 対応強化 いて、令和元(を記した)がでかれた。 いて、令和元(を記した)がでいる。 に記、中国語(1)である。 に記、タイ語、ネ	☑用)。 元年10月)。 年7月から令和 簡体字・繁体 ×パール語、ク 級のページによ		
や地域の防災リ を強化 <取組例> 「あなたの町の・ る関係」を構築 「気象防災ワー	関係機関とも連携し、気象台による市町村 ーダー等への気象解説や研修等の取組 予報官」の配置により平時から「顔の見え クショップ」の一層の推進、「気象防災アド 層の活用・地域防災リーダーの育成支援 共助」の促進)		■都道府県等の関係機関との連携の記化・実施し、キキクル(危険度分布)やで度を高めるなど、防災気象情報の理解もこれら取推進する。・「気象防災アドバイザー」の拡充、自然る普及啓発活動など自治体における取・地域専任チーム「あなたの町の予報で、令和元年度)。・自治体職員等が防災対応を実践的に開催を開始した(令和元年度)。・報道機関や気象キャスターとも連携しら継続的に実施)。	大雨特別警報・活用を促進し ・活用を促進し ・認知度・理解 合体での利活り 組の支援を に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で の 利活 ・ ・ で の で の で の で の で の で の で の で の で の	をはじめとした防力 した。また、特に利力 度・活用度の温度 用促進を通じ、自 別がした(平成30年 し、自治体等への 練プログラムを用	災気情報が受力を 別活用の解決 治体のの防 を である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	情報の認知所 性んでいないで 消に努めた。 び対応の判断 かい気象解説 象防災ワーク	度・活用度・理解市町村において 今後も本取組を 新や地域におい 等を開始した ジョップ」の定		

提供を実施している(従来から継続的に実施)。

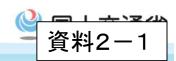
■災害時においても、以下のとおり地域の実情に応じた気象解説等を実施するなど、自治体職員等による災害対応の際のサポートを充実し、実際における防災気象情報の活用を促進した。今後も本取組を継続的に

・JETT(気象庁防災対応支援チーム)を自治体に派遣し、きめ細かな気象解説を開始した(平成30年度)。 ・都道府県や市町村の担当者・首長に対するホットライン等による気象状況の解説、災害時気象支援資料の

推進する。

利活用が進んでいない市町村への平時からの支援を特に

強化することにより、ボトムアップを図る。災害時において もホットライン等による地域の実情に応じたきめの細かい 気象解説を実施



年度	対象テーマ	担当局等
	災害に強い物流システムの構築	公共交通·物流政策審議 官
令和 4 年度	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保 全の推進	官庁営繕部
度	インフラシステム海外展開の推進	国際統括官
	旅行業の質の維持・向上	観光庁
	第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍整備の 推進	不動産・建設経済局
令 和	河川空間を活かした賑わい創出の推進	水管理·国土保全局
5 年 度	地方部の鉄道の維持・活性化	鉄道局
又	内航未来創造プランの進捗状況	海事局
	地域防災力強化を支援する気象防災業務	気象庁

## 令和4年度政策評価会の年間スケジュール(政策レビュー関係)

資料2-2

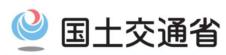
								令和	14年原	·····································					
		4月	5月	6月 7	7月 8月	9月	10.	月 11	月	12月	1	月	2月	3月	
■政策レビュー				_									_		
	災害に強い物流システムの構築	6	5/2		7/15 ~ 8/1	評		11/1		— 나 ]				==	
令和4年度	環境等に配慮した便利で安全な 官庁施設の整備・保全の推進	【第53回政策評価会】	第53取組方	第 53 取回	1 個別指導	価書構成·内		第54 中間報告	【個別指導	評価書一次	評価書(案)修正	全委員による	こ  音  	評価書決定	
年度	インフラシステム海外展開の推進		方策 針評 一会 】	京 計 計 価 会	針	針評	針評	分評   導	拍	中間報告	·導   】	<b>→</b>   付チ	修 正 —	(案送付)	
	旅行業の質の維持・向上									<u>ク</u>					

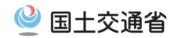
参考:R3実績 10/22 11/19 12月 1月 3/31 ~ 中旬 中旬 11/26

資料3-1

## 災害に強い物流システムの構築

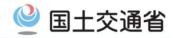
令和4年11月1日 国土交通省 総合政策局 参事官(物流産業)室





テーマ名	災害に強い物流システムの構築
対象政策の概要	東日本大震災の教訓として、災害に強い物流システムの構築が喫緊の課題となり、平成24年に改正された災害対策基本法では、被災地の要望を待たずして「プッシュ型」で物資を調達・搬送する物資輸送制度が創設され、国土交通省としても地方公共団体と物流事業者団体との災害時協力協定の締結促進等を図っている。さらに、平成28年熊本地震等での教訓を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えてラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進めている。
評価の目的、必要性	未曽有の大災害であった東日本大震災を受け災害施策を充実してきたところであるが、近年も災害の激甚化、頻発化が生じている。 平成24年の災害対策基本法の改正から10年を経過する今年度に施策の実施状況や効果について検証を行い、今後の施策へ反映させることを目的とする。
評価の視点	近年の災害等により生じた課題を踏まえ、物流の脆弱性の克服のための平時における施策及び 災害時の支援物資物流に関する施策の効果を分析・評価を行うことにより、今後発生する恐れが ある大規模災害に備えるべく、追加施策を検討する。
評 価 手 法	<ul> <li>・国交省で近年の大規模災害時の状況について確認・分析を行う。</li> <li>・平時及び災害時の対応に関する施策の進捗状況について分析を行う。</li> <li>・地方自治体へのアンケートを実施し、その結果の分析を行う。</li> <li>・これらの分析を踏まえ、施策の評価を行う。</li> </ul>
政策への反映の方向	評価結果を踏まえ、今後取り組むべき施策を検討し、災害に強い物流システムの構築に向け取組を推進していく。
検 討 状 況	既存のデータの取りまとめを行い、地方自治体へのアンケートを実施するとともに、近年の災害 における支援物資物流の状況及び課題を確認中。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会における本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。
備考	1

## 評価書の目次構成案



## 第1章 評価の概要

- 1. 評価の目的、必要性
- 2. 対象政策
- 3. 評価の視点
- 4. 評価手法
- 5. 第三者の知見の活用

## 第2章 東日本大震災以降の国土交通省による物流に関連する防災施策の概要

- 1. 東日本大震災の振り返り
- (1)東日本大震災の概要
- (2)初動・応急対応について
- 2. 物流に関連する防災施策の概要
- (1)東日本大震災からの復旧・復興に関する施策について
- (2)東日本大震災以降の防災・減災に関する施策について

## 第3章 取組状況と評価

- 1. 評価の実施範囲
- 2. 過去の支援物資物流での取組効果
  - (1)平成28年熊本地震
  - (2)平成30年7月豪雨
  - (3)平成30年北海道胆振東部地震
  - (4)令和2年7月熊本豪雨
- 3. 災害関連の取組の評価
  - (1)物流事業者の事業継続計画策定の促進
- (2)災害時の物資拠点となり得る施設の充実
- (3)円滑な支援物資物流の実現に向けた取組

## 第4章 課題と今後の方向性

- (1)評価から明らかになった課題
- (2)今後の方向性

## 政策レビューの評価対象について



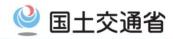
## 評価対象について

- 災害物流に関する施策には
  - ・円滑な支援物資輸送の実現を図るための取組
  - ・物流の社会インフラとしての機能確保等のための防災・減災対策
  - サプライチェーンの維持のための取組

があるが、これらのうち「物流の社会インフラとしての機能確保等のための防災・減災対策」については、国土強靱化基本計画に則り、重点的な取組が行われている。

- 一方、近年自然災害は激甚化・頻発化しており、国土交通省としては、それらに的確に対応してい く必要がある。
- そのため、国土交通省としては「円滑な支援物資輸送の実現を図るための取組」および「サプライチェーンの維持のための取組」の2つの取組に関して精査を行い、近年の災害における対応状況等を今回の政策レビューで評価分析し、明らかになった課題について見直しを行いたい。

## 東日本大震災における被害の概要について(1)



## ■ 東日本大震災は以下の点に代表される未曾有の大災害

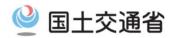
- ① 我が国地震観測史上最大の大地震
  - マグニチュード9.0
- ② 大津波により甚大な被害が発生し、被災地も広範囲に及んだ
  - 青森県から千葉県まで 浸水区域面積:561k㎡
- ③ 戦後最大の人的被害を伴う災害
  - 死者 : 15,866人 行方不明者 : 2,946人(平成24年6月26日時点)
- ④ 避難者数:最大約47.5万人(平成23年5月11日)

## ■ 被害状況

## ● 道路

道路橋の流出や法面崩落等により、高速道路15路線、直轄国道69区間、都道府県等管理 国道102区間、県道等540区間が通行止めとなった。特に宮城県仙台市から三陸沿岸地域を 縦走する国道45号を始め、東北地方の太平洋側一帯沿岸部に甚大な被害を受けた。 (上記通行止め区間については、4月7日の宮城県沖を震源とする地震、4月11日の福島県浜 通りを震源とする地震による被災を含む)

## 東日本大震災における被害の概要について②



## ■ 被害状況

## 鉄道

新幹線については、東北新幹線で高架橋の損傷、電柱の倒壊、駅天井の落下等の被害が発生したほか、山形・秋田新幹線についても軌道変位等の被害が発生したが、高架橋の倒壊等の致命的な被害は無く、過去の震災時と比べ、被害規模は相対的に小さいものとなった。一方、JR在来線、第三セクター鉄道、貨物鉄道については、茨城県から岩手県にかけての太平洋沿岸部の多くの路線において、津波による駅舎線路等の流失、冠水被害が発生したほか、内陸部の路線においても、路盤の変形、土砂崩れ等の極めて甚大な被害が発生し、合計25事業者、85路線が被災した。

## ● 空港

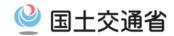
仙台、花巻、福島、茨城の4空港が被災した。このうち、仙台空港を除く3空港は、いずれも発 災当日中に運用を再開した。

一方、仙台空港は、大津波により湛水が発生し、滑走路、誘導路、エプロン等に車両2,000台以上が漂着したほか、土砂やがれきが広範囲に広がり、機械設備や電気機器等が浸水するなど甚大な被害を受けた。

## ● 港湾

青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る太平洋側全ての港湾が被災し、防波堤や岸壁等に 大きな被害が生じ、港湾機能が全面的に停止した。

## 東日本大震災における初動・応急対応について



## 1. 緊急支援物資の輸送の概要について

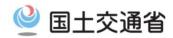
■ 支援物資の調達・輸送等について、従来の災害救助法のスキームの活用だけに止まらず、 国が直接支援物資の調達と輸送を実施。政府調達分の支援物資輸送の概況は下表の通り。

	トラック(累計)	鉄道(累計)	海運(累計)	航空(累計)
食料品	1, 897.7万食	コ 118個		
飲料水	460.2万本	コ 114個		
毛布	45.8万枚	コ 33個		
燃料油	*	177, 974kl	723.3万kl	
原油			13.7万kl	
LPG等			3.9万トン	
その他		コ 117個		252トン
使用車両数、便数等	1, 927台	232本	2, 277隻	663便

### (注)

- 政府からの支援物資の調達・輸送は4月20日の発注をもって終了(トラックは4月20日発注分まで。また、無償輸送等を含む緊急輸送を実施した航空は4月15日到着分まで。鉄道は5月31日到着分まで(コンテナは5月28日到着分)、海運は9月11日出発分まで(鉄道、海運いずれも政府調達分に関わらず、輸送総量として計上))
- 食料品、飲料水、毛布、その他は、政府発注分のみ(コンテナを除く)。これらのほかにも、民間団体、地方公共団体等からも 被災地に届けられている。燃料油、原油、LPG は政府発注分を含む総量。
- 鉄道による輸送量個数は5トンコンテナ個数(燃料油はkl)であり、便数については石油列車の本数のみを計上している。

## 東日本大震災における初動・応急対応について



## 2. 東日本大震災時の支援物資物流における問題点

## ◇ 利用可能な集積施設の不足

- 公的施設の多くも被災すると同時に、別用途(遺体安置所等)として活用され、絶対数が不足。
- 地震・津波により、物流拠点となり得る民間倉庫も多数被災。また建物自体が無事であった民間倉庫についても、通信網の遮断、停電による輸送機器等の機能停止等によって、倉庫機能は著しく低下。
- 災害時に利用する民間倉庫があらかじめ指定されておらず、利用可能な民間倉庫を発災後に 探す必要。
- ▶ 可能な限り民間倉庫の確保に努めたが、大幅に不足

## ◇ オペレーションの混乱(仕分け・在庫管理・保管)

- 地域防災計画等では官と民のオペレーション上の役割分担が不明確。
- プロではない自治体職員がオペレーションを行ったことや、公的施設では物資の仕分け、在庫管理が効率的にできなかったことから、1次集積地が混乱。
- ▶ スペース不足と相まって全国各地より送られた物資を仕分けできず、倉庫に積みあげる等の対応

## 東日本大震災以降に取り組んできた復旧・復興に関する施策について 1 国土交通省

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
災害時における通行可能な道路を示す「通れるマップ」による情報提供の実施											
大規模地震を想定した荷主と物流事業者が連携した BCP策定のためのガイドラインの策定											
災害時における物資輸送拠点の設置・運営主体で ある自治体の職員を主に対象とした災害物流研修 の実施											
災害時における支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定する民間物流施設のリストアップを 推進											$\Rightarrow$
輸送・保管・物流専門家派遣に関する官民の協力協 定の締結促進											
災害時における支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定する民間物流施設の非常用発電設備等の導入支援											
自治体の職員を対象とした物資拠点設置運営等の ハンドブックの策定・改訂											

## 東日本大震災以降に取り組んできた復旧・復興に関する施策について2 国土交通省

物流に関係する施策	施策の効果
災害時における通行可能な道路を示す「通れるマップ」による情報 提供の実施	平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨及び令和3年7月豪雨において通行止めとなっている箇所及び通行可能な道路の情報を提供した。
大規模地震を想定した荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドラインの策定	今年度実施した調査によると、トラック事業者におけるBCPの策定率は24.6%。
災害時における物資輸送拠点の設置・運営主体である自治体の職員を主に対象とした災害物流研修の実施	令和3年度までの研修受講者はのべ約350名。
災害時における支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定 する民間物流施設のリストアップを推進	令和3年度末時点で1,692の施設をリストアップしている。しかしながら、 令和元年台風19号では広域物資輸送拠点の設置の遅れが見られた。
輸送・保管・物流専門家派遣に関する官民の協力協定の締結促進	輸送については、47都道府県全てにおいて各都道府県トラック協会との協定締結済み。 保管については、46都道府県において各都道府県倉庫協会との協定 締結済み。 物流専門家派遣については、輸送では41都道府県、保管では46都道府県で協定締結済み。
災害時における支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定 する民間物流施設の非常用発電設備等の導入支援	1,692のリストアップされた施設のうち非常用電源設備等が導入されている割合については精査中。
自治体の職員を対象とした物資拠点設置運営等のハンドブックの策 定・改訂	ハンドブックの認知度は、都道府県レベルでは80.9%、市区町村レベルは集計中。

# 緊急(非常)災害対策本部

## 消防庁

- 〇非被災都道府県からの物資提供可能量について調査。
- ○消防活動への影響がない範囲内で、消防機関に対して緊急輸送の要請。

## 厚生労働省

- 〇医薬品・医療関係機器等の提供について要請。
- ○乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品等の調達・供給。

## 農林水産省

○食料、飲料水(ペットボトル)、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク等の調達・供給。

## 経済産業省

○携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーのほか、生活用品類、洗面用具類、 調理用具類の生活必需品の調達・供給。

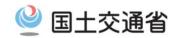
## 国土交诵省

- 〇自動車運送事業者等の団体等に対する緊急輸送の要請。
- ○広域物資輸送拠点の代替拠点となる民間倉庫等の助言・調整。

## 防衛省

○緊急性・非代替性の観点及びその輸送能力の特性を踏まえて、保有する船舶、航 空機、車両等を用いた緊急輸送を実施。

## 評価を行う範囲について



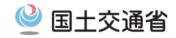
### 災害時における被災地域に対する支援物資物流に関する施策 情報の流れ 物資の流れ 評価対象 ▶ 発災時における物資拠点の設置・運営に関する取組 > ラストマイル輸送を含む支援物資輸送に関する取組 物資関係省庁 (農林水産省、 調達先等 (内閣府) 経済産業省等) 4)物資の ⑤物資の 要請 調達要請 国土交通省 自ら輸送手段を確保できない場合、 調達先等が 政府非常(緊急)災害対策本部の ③物資の要請 自ら輸送手段を確保 要請を受け、輸送手段を確保 一次輸送 都道府県 広域物資輸送拠点 (県等管理) ②物資の要請 二次輸送 地域内 地域内 市区町村 輸送拠点 輸送拠点 (市等管理) (市等管理) 三次輸送 ①物資の要請 避難所

## 平時からの体制整備に関する施策

- ▶ 物流事業者による業務継続計画策定に関する取組
- ▶ 主要幹線ルートが被災した場合、迂回・代替輸送が円滑に実施される体制構築



## 支援物資物流に係る課題と取組



## 東日本大震災(平成23年)

## <支援物資物流における課題>

- 大量の支援物資を保管等するための 物資拠点の不足
- 円滑な輸送や物資拠点運営を行うための物流ノウハウの欠如やオペレーションの錯綜

等



## <国土交通省の取組>

- 民間物資拠点のリストアップ (平成23年度~)
- 輸送・保管・物流専門家派遣に関する 協力協定の締結促進(平成23年度~)
- 災害物流研修の実施(平成25年度~)

## 熊本地震(平成28年)

## <支援物資物流における課題>

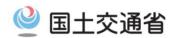
- 当初想定していた県内の公共施設が 被災し利用できない状況による、<u>広</u> 域物資輸送拠点設置の遅延
- 避難所までの輸送に係る計画がなく、ラストマイル輸送が混乱



## <国土交通省の取組>

- ○「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」 策定(平成30年度)
- ラストマイル支援物資輸送等に関する実動訓練の実施(令和元年度)

## 支援物資物流に係る施策の進捗状況



## 民間物資拠点のリストアップ

<民間物資拠点のリストアップ状況>

- 支援物資の広域的な受入拠点(広域物資輸送拠点)としての活用を想定する 民間物流施設(民間物資拠点)を、全国で1,692施設リストアップ
- <u>災害耐性に優れた特定流通業務施設のリストアップを強力に進め</u>、民間物資 拠点の機能強化を推進

- 「以間防負援派の がい ブラン ががり				
北海道	246	近畿	171	
東北	138	中国	71	
北陸信越	101	四国	53	
関東	428	九州	189	
中部	287	沖縄	8	
		合計	1,692	

(令和4年3月31日時点)

## 官民の協力協定の締結促進

● 都道府県と物流事業者団体との間の輸送・保管・物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進 【東日本大震災以前】 【令和4年3月31日時点】

>	輸送に関する協定	38	$\rightarrow$	47
	保管に関する協定	11	$\rightarrow$	46
>	物流専門家派遣協定(輸送)	10	$\rightarrow$	41
	物流専門家派遣協定(保管)	8	$\rightarrow$	46

## 災害物流研修の実施

- 大規模災害発生後において、地方公共団体等職員や物流事業者が円滑な支援物資物流を実現するために、 災害時における支援物資物流等に関する専門知識を修得し事務能率の向上を図ることを目的に平成25年度 から実施。
- これまで国、地方公共団体、物流事業者等のべ約350名が参加。

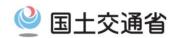
## ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築

外部講師による講義

グループ討議

- 熊本地震等での教訓を踏まえ、有識者や物流事業者等で構成された「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送の実現に向けた調査検討会」を立ち上げ、発災時の組織体制や輸送手配、物資拠点の運営等のオペレーション等を記載した地方公共団体向けのハンドブックを策定。(平成31年3月)
- ラストマイルを中心とした支援物資物流の実動訓練を実施し、訓練成果を横展開。(令和2年3月)

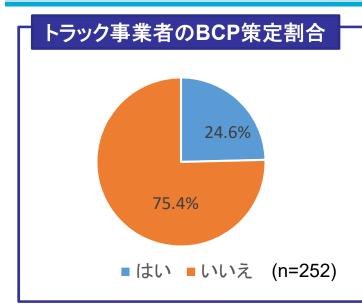
## 政府によるプッシュ型支援が行われた主な災害



発災時期	災害名	主な 被災 地域	概要
平成28年4月	平成28年熊本地震	熊本県	<ul> <li>◆ 4月14日に熊本県熊本地方においてマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測。</li> <li>◆ 4月16日にマグニチュード7.3の地震が発生し、益城町及び西原村で震度7を、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測。</li> </ul>
平成30年7月	平成30年7月豪雨	広島県 岡山県 愛媛県	<ul> <li>前線や台風第7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨。</li> <li>6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となった。</li> <li>48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となった。</li> </ul>
平成30年9月	平成30年北海道胆 振東部地震	北海道	<ul> <li>9月6日に北海道胆振地方中東部においてマグニチュード 6.7の地震が発生し、北海道厚真町で震度7を観測。</li> <li>日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電(ブラックアウト)が発生し、道内全域において最大約295万戸が停電、ブラックアウトから概ね全域が回復するまで45時間程度を要した。</li> </ul>
令和2年7月	令和2年7月豪雨	熊本県	<ul><li>7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通って東日本にのびてほとんど停滞。</li><li>前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日は記録的な大雨。</li></ul>

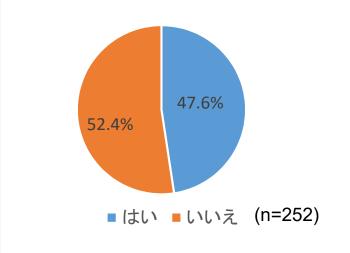
## 物流事業者アンケート結果について(事業継続計画策定関係)





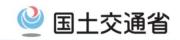
- BCPを策定しているトラック事業者の割合は25%程度 にとどまる
- 物流事業者の事業継続には、荷主の協力が不可欠であることから、物流事業者と荷主が連携した物流事業者の事業継続計画の策定を促進する必要がある。

## 平成27年3月に国土交通省が策定した「荷主と物流事業者が 連携したBCP策定のためのガイドライン」の認知度

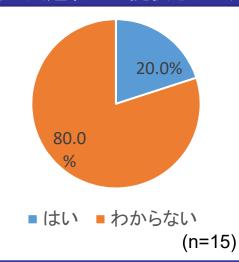


- BCP策定のためのガイドラインについて、認知度は5 割を下回っており、十分に浸透しているとは言えない。
- 物流事業者と荷主が連携した物流事業者の事業継続 計画の策定や計画の見直しに活用されるよう周知を図 る必要がある。



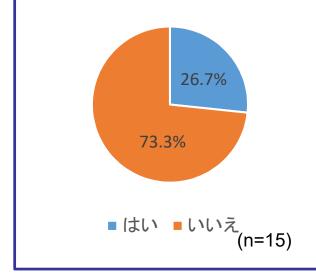


## 国土交通省から提供された民間物資拠点リストの拠点候補数は適切であったか

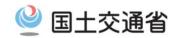


● 適切ではなかったとの回答は無いものの、適切であったとの回答は2割にとどまることから、引き続き民間物 資拠点リストの施設数は拡充する必要がある。

## 民間物資拠点リストの市区町村への共有の有無



- 国土交通省では民間物資拠点リストの提供の対象を 都道府県としてきたが、リストを提供された都道府県の 約4分の1は市区町村にも共有している。
- 市区町村が地域内輸送拠点を設置する際にも当該リストは有用であることから、今後のリスト提供時には都道府県から市区町村まで提供するよう働きかける。



## 【課題】

● 台風による大雨等については予報を踏まえることが可能であり、物流事業者においては、運行ルートの変更を行うなどにより、ある程度災害に備えることができるのではないか

(平成30年7月豪雨)

- 物流の特殊性として、荷主の意向が尊重される ため、物流事業者は、荷主の協力なしに輸送を 停止等することができない
- 主要幹線ルートが被災した際に、被災地以外 への物流網を維持させるため、物流事業者は 予め代替輸送について検討する必要がある

大規模停電や長期停電が生じたことを踏まえれば、支援物資輸送拠点が機能不全となる可能性があるが、拠点候補の民間施設には、非常用電源未設置の箇所が多数

(平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風)

● 近年、災害対応における情報共有の重要性が 高まる中、電力の喪失は支援物資物流にとって 致命的となるおそれ

## 【対応案】

### <事業継続計画の策定促進>

● 地震等の突発的な災害に加え、予見可能な災害発生前に物流事業者が取るべき行動のタイムラインを示す

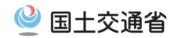


● 物流事業者と荷主が連携し、代替輸送に関する事前調整の内容を含めた、物流事業者の事業継続計画の策定促進



<支援物資物流に必要となる施設の充実>

● 非常用電源設備導入促進



## 【課題】

## ● 市区町村が地域内輸送拠点を設置する際、国が作成する民間物資拠点リストが市区町村まで 提供されていない場合が多い

- 新型コロナウイルス等の感染症が原因で支援物 資輸送が滞る可能性があるとともに、薬品等に 係る緊急輸送も発生する可能性がある
- 被災経験の少ない自治体においても、災害時に 適切な体制構築および対応が求められる

(平成28年熊本地震、令和元年東日本台風)

## 【対応案】

### <円滑な支援物資物流の実現>

- 国が作成する民間物資拠点リストを都道府県 から市区町村まで提供するよう働きかける
- 「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック(以下、「ハンドブック」)」に 感染症対策や保健部局との連携等を盛り込む 改訂を行い周知するとともに、内閣官房に情報 共有を行う
- ハンドブックに基づきラストマイルを中心とした 支援物資物流の実動訓練を実施するとともに、 訓練で新たに生じた課題の分析を行い、その結 果を自治体に共有

## 必要な情報共有支援物資物流実施時

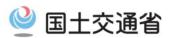
- 支援物資について、避難所が必要としているも のとのマッチングをどのように効率的に行うか
- 輸送ルート判断のベースになる道路情報について、迅速な情報共有が図られていないのではないか
- ドローンの活用が必要ではないか



### <DXの活用>

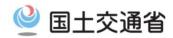
- 内閣府(防災担当)の「物資調達・輸送調整等支援システム」を引き続き活用
- 国交省道路局の「通れるマップ」を活用
- ※以上2点について、関係省庁と連携し支援物資物流においても適切に活用されるよう、ハンドブックの説明等の場で働きかける
- ●ドローンの社会実装の進展について、随時内閣 府防災に情報共有を行う

## 委員からの主なご意見と対応方針



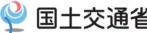
	ご意見・ご質問	今後の対応方針
評価対象	<ul> <li>「支援物資物流」に限った内容を記載するのでは、テーマの『災害に強い物流システムの構築』と乖離があり、テーマの一部を評価しているようにしか見えない。</li> <li>テーマを変更するか内容を広げるか検討すべき。</li> <li>インフラ関連の取組が記載されていない。</li> </ul>	<ul> <li>災害物流に関する施策には         ✓円滑な支援物資輸送の実現を図るための取組         ✓物流の社会インフラとしての機能確保等のための防災・減災対策         ✓サプライチェーンの維持のための取組         があるが、これらのうち「物流の社会インフラとしての機能確保等のための防災・減災対策」については、国土強靭化基本計画に則り、重点的な取組が行われている。         一方、近年自然災害は激甚化・頻発化しており、国土交通省としては、それらに的確に対応していく必要がある。     </li> <li>そのため、国土交通省としては「円滑な支援物資輸送の実現を図るための取組」および「サプライチェーンの維持のための取組」の2つの取組に関して精査を行い、近年の災害における対応状況等を今回の政策レビューで評価分析し、明らかになった課題について見直しを行いたい。</li> </ul>
	・ 国は都道府県が設置する広域物資輸送拠点まで物資を届けることが役割であることはわかるが、ラストマイル輸送を含む全体を見た上で評価を行うべき。	• 東日本大震災や平成28年熊本地震では、ラストマイル輸送に混乱を生じたことから、避難所までのラストマイル輸送まで対象を広げ、支援物資物流全体を把握した上で、評価を行う。
	• 大雨や新型コロナウイルスは 災害の定義に入るのか。	<ul> <li>豪雨は、災害対策基本法の災害の定義に含まれていることから評価の対象とする。</li> <li>新型コロナウイルスそれ自体は災害対策基本法上の災害の定義に含まれていないが、支援物資物流を円滑に行う観点から、コロナ禍での感染症対策についても評価を行う。</li> </ul>

## 委員からの主なご意見と対応方針



	ご意見・ご質問	今後の対応方針
	・ 災害時の道路情報について、 どのような仕組みで情報共有 がなされているか。通行可能な 道路情報を迅速に関係者間に 共有できるようにしてほしい。	<ul> <li>国交省道路局の「通れるマップ」の活用について、関係省庁と連携し 支援物資物流においても適切に活用されるよう、ハンドブックの説明 等の場で働きかける。</li> </ul>
DX関連	<ul><li>避難所が真に必要としている ものとのマッチングはどのよう に行うのか。</li></ul>	・ 内閣府(防災担当)の「物資調達・輸送調整等支援システム」を引き 続き活用する。
	<ul><li>道路が使えなければドローン を使用すればよい。</li></ul>	・ドローンの社会実装の進展について、随時内閣府(防災担当)に情報 共有を行う。
その他	・ 支援物資物流に係るステーク ホルダーは誰なのか。その中 で国土交通省の役割は何か整 理した方が評価しやすい。	• 支援物資物流の関係者は多岐にわたるため、支援物資物流の全体 図を整理したうえで、国土交通省を含む関係者それぞれの役割を整 理する。
	<ul><li>国土交通省の管轄ではないと思うが、避難所になかったのは薬である。薬をどう届けるか。</li></ul>	• 内閣府(防災担当)に現状の対応を聞き取り、「物資調達・輸送調整 等支援システム」の活用も含め関係省庁と連携して対応する。

## 都道府県アンケート結果について(道路情報関係、必要物資関係学



## 災害時の道路情報の共有方法について

- 職員に対しては、県総合防災情報システムにより、閲覧・入力可能
- 県民に対しては、SNSやプレスリリースを利用し情報共有。

## 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送ルートの選定主体について

- 県の情報提供により物資拠点の物流専門家やドライバーが選定
- 県災害対策本部事務局と、輸送を担当する県トラック協会が協議の上選定

## 輸送事業者へ道路情報を共有している場合の共有方法について

- 輸送事業者からのリエゾンに対して、通行止め情報等を共有
- 電話・FAX・電子メールにて共有

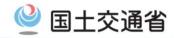
## 発災3日後、1週間後で必要な物資

## 【発災3日後】

## 【発災1週間後】

● 食料、飲料が多数

- 歯ブラシ、シャンプー、トイレットペーパー等の日用品
- うがい薬や目薬等の医薬部外品

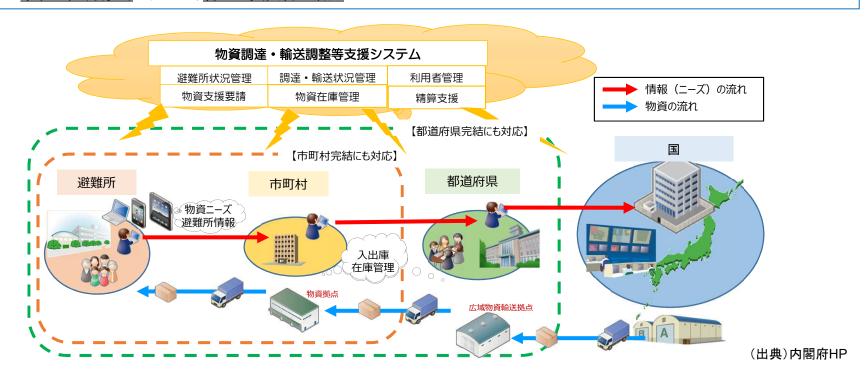


## 参考資料

## 物資調達・輸送調整等支援システムの概要



- 〇このシステムは、<u>国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速か</u>つ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの
- 〇 都道府県及び<u>市町村の物資拠点や避難所の物資情報(ニーズ、調達・輸送状況等)を国・都道府県・市町村で共有</u>できるよう開発し、令和2年度より運用開始
- 令和2年7月豪雨において、初めて実災害で活用

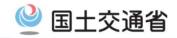


### 【課題】

- ・電話・FAX等のやり取りが中心。
- ・物資ニーズや物資輸送状況の迅速な 全体把握や関係者間の情報共有が困難。
- ・在庫が把握できず必要な物資量がわからない。

### 【システム導入のメリット】

- ・避難所物資ニーズのリアルタイムな把握共有が可能。
- ニーズに対するミスマッチの解消につながる。
- ・物資の要請・輸送に係る情報を一元的に管理・共有できる。
- ・自治体における平時の避難所および物資拠点の管理、備蓄物資の管理・ 情報共有に活用でき、災害時の初動対応を迅速化。



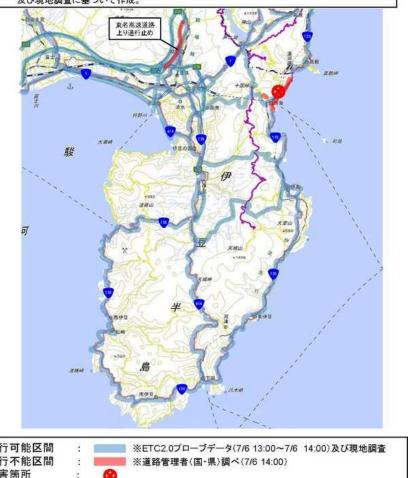
- 通れるマップは、大規模災害時に作成 されており、「平成28年熊本地震」に おいて初めて作成されたところ。
- 以降、「平成30年7月豪雨関係」、「令 和2年7月豪雨関係」及び「令和3年7 月豪雨関係」の際にも作成され、国土 交通省ホームページ上で公表されて いる。

#### 静岡県東部通れるマップ

⊌ 国土交通省

2021年7月6日(火)14:00

・被災地周辺は、緊急車両、工事車両が多く往来しておりますので、一般の通行は控えてください。 注)対象道路は、高速道路、一般国道および熱海市からの迂回路のみ。ETC2.0プローブデータ 及び現地調査に基づいて作成。



通行可能区間 通行不能区間 災害箇所

(参考)令和3年7月豪雨の際に公表された通れるマップ

# 環境等に配慮した便利で安全な 官庁施設の整備・保全の推進

令和4年11月 国土交通省大臣官房官庁営繕部



## 委員からの主なご意見と対応方針①



	主なご意見	対応方針
		・総論のアップデートをしつつ、「環境対策・木材利用」及び 「デジタル化への対応」についてフォーカスして評価する。
全体構成について	・アウトプット的な指標が多いので、もっと <b>アウトカムベースの</b> 指標を設定すべき。	・ <b>アウトカムベースの指標</b> を検討する。
		・執務する職員の能率増進や健康に配慮した施設整備の視点を盛り込み、満足度調査(アンケート)の結果等を用いて評価する。
保全指導・ 老朽化対策	・老朽化の状況の把握のためには、BIMMS-Nなどにより 個別の施設情報を収集するというだけでなく、 <b>老朽化状況</b> <b>の全体像がつかめるような指標</b> がほしい。	・BIMMS-Nにより把握可能な情報を整理したうえで、 <b>老朽</b> <b>化状況の全体像を把握する指標</b> について検討する。
デジタル化 への対応		・ハード(建物)の面からのデジタル化と維持管理における デジタル化の観点を盛り込み、デジタル化全体の中での官庁 営繕の役割を整理したうえで、現在行っている取組を記載するとともに、今後取り組むべき課題を整理して記載する。

## 委員からの主なご意見と対応方針②



	主なご意見	対応方針
全体構成について	・タイトルの「環境等に配慮した便利で安全な」が意味するところを整理・ 定義し、そのうえで「評価の視点」を定める、というプロセスが必要。	・「政策レビューの取組方針」において、タイトルが指す内容を明示し、内容 と対応するように「評価の視点」を設定する。
	・官庁営繕が行う施策の具体的な手法の話と、地方公共団体との関係の中での国土交通省の役割の話が混在しており、整理が必要。それぞれの評価の仕方や評価の指標を分けて考える必要がある。	・国家機関の建築物を対象とした施設整備・保全指導に関する取組と、 地方公共団体を対象とした情報提供や技術支援などの取組を整理して 記載する。 ・後者の評価方法として、地方公共団体のまちづくり等のニーズを踏まえた 国の庁舎の整備等に対する評価のアンケート、官庁営繕の技術基準類の 活用状況などを検討する。
	・地方公共団体や民間の施設を含む広い意味での「公共建築」に対しての先導的な取組についての評価が必要ではないか。	・各分野における先導的な取組について記載したうえで、地方公共団体の公共建築や民有の公共建築への波及効果の評価として、官庁営繕の基準類の活用状況などの指標を検討する。
	・民間や地方公共団体との連携、PPP/PFIの取組について盛り込めないか。	・PFI事業の取組や民間・地方公共団体との連携事例を紹介する。
	・文化財保護の観点を盛り込めないか。	・「公共建築への社会的要請」の中で歴史的建造物の保存・活用の取組について記載するとともに、事例を紹介する。
保全指導・ 老朽化対策		



## 第1章 評価の概要

第2章 官庁営繕の現況

第3章 官庁営繕の取組の評価(総論)

第4章 環境対策とデジタル化への対応

第5章 主な課題と今後の方向性

## 第1章 評価の概要 1-1、政策レビューの取組方針



1 1. 5/3	マレニュー ツノ科ズ川位ノブ 少一
テーマ名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
対象施策の概要	「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)に基づき、国家機関の建築物(官庁施設)の整備、 基準の設定及び各省各庁に対する指導・監督を実施しており、これらを通じて「官庁施設の利便性・安全性等の向上」を図る。
	(目的) 官庁施設の整備・保全に当たっては、官庁施設が有すべき性能※を実現するための様々な施策に取り組んでおり、公共建築全体の整備・保全に対しても大きな役割を果たしている。この官庁施設の整備・保全に関する施策について、これまでの実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題やその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。
評価の目的・必要性	※テーマ名において、「環境等に配慮した便利で安全な」として、官庁施設が有すべき性能(社会性(地域性、景観性)、 環境保全性(環境負荷低減性、周辺環境保全性)、安全性(防災性、機能維持性)、機能性(利便性、ユニバーサルデザイン、 室内環境性、情報化対応性)、経済性(耐用性、保全性))を包括的に表している。
	(必要性) 前回(H27.3)政策レビューから8年が経過するため、施策の進捗状況を確認し、以後の施策の方向性に 反映させる。
評価の視点	官庁施設の整備・保全に関する施策の実施状況について、以下の視点により評価を行うものとする。 1. 防災・減災 (地震対策、津波対策・浸水対策、業務継続のための電力確保等の対策) 2. 保全指導・老朽化対策 (保全指導、老朽化対策) 3. 地域社会との連携 (国公有財産の最適利用、歴史的建造物の保存・活用) 4. 環境対策・木材利用 (環境負荷低減、木材利用の促進) 5. デジタル化への対応 (施設整備におけるデジタル技術の活用、維持管理におけるデジタル技術の活用、デジタル化に対応するための建物整備) 6. 公共建築の先導的役割 (発注者の役割を果たすための取組、建設業の働き方改革、公務の能率増進、ユニバーサルデザイン、 PPP/PFI)
評価手法	上記の視点をふまえ、1~6それぞれの施策の実施状況や効果を検証するための指標を設定し分析する。
施策への反映の方向	評価結果を踏まえ、以後の施策の方向性に反映させる。
検討状況	過去に行ったアンケート結果や、収集したデータを活用し、指標の設定・分析を行っているところ。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会及び個別指導におけるご意見・ご助言を活用する。

## 1-2. 評価の視点(H26レビューとの対応)



#### H26レビュー

#### 近年の国の政策

今回レビューの視点

- 1 防災・減災
- ○地震対策
- ○津波対策

○国土強靱化基本計画 (H30.12閣議決定) 等

耐震化、天井脱落防止、電力確保等の災害対応力強化

○防災基本計画 (R3.5中央防災会議決定)

浸水に配慮した防災拠点整備、業務継続の体制確保

○社会資本整備重点計画 (R3.5閣議決定)

耐震化、天井脱落防止、電力確保等に関する目標値の設定

- 1 防災・減災
- ○耐震対策
- ○津波対策・浸水対策
- ○業務継続のための電力確保等の対策

#### 2 機能維持

○保全指導、老朽化対策

○インフラ長寿命化基本計画 (H25.11関係省庁連絡会議決定)等

戦略的な維持管理・更新等の推進

- 2 保全指導・老朽化対策
- ○保全指導
- ○老朽化対策

#### 3 利便性向上,まちづくり

- ○合同庁舎の整備
- ○歴史的建造物の保存・活用
- ○バリアフリー化

○まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H26.12,R2.12閣議決定)

国公有財産の最適利用

- ○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ 一体的な推進に関する法律(H30)
- 3 地域社会との連携
- ○国公有財産の最適利用
- ○地域社会への貢献
- ○歴史的建造物の保存・活用

#### 4 環境対策

- ○グリーン化・運用改善支援
- ○木材利用の促進

○地球温暖化対策の推進に関する法律(H10,R3等改正) 政府実行計画(R3.10閣議決定)

2050年までの脱炭素社会の実現、それに向けた具体的措置

○脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律(H22制定,R3改正)

建築物等の木造化・木質化の促進

第4章で評価

- 4 環境対策・木材利用
- ○環境負荷低減対策
- ○木材利用の促進

#### 5 公共建築の先導的役割

○先導的な取組の実施

○ 「未来投資戦略2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」 (**H29**)

i-Constructionの推進、ICTの活用

- ○官公庁施設整備における発注者のあり方について (H29.1国土交通省社会資本整備審議会答申)
- ○働き方改革関連法(H30)
- ○担い手 3 法※(H26,R1改正) ※品確法、建設業法、入契法 働き方改革の推進、生産性向上への取組

#### 5 デジタル化への対応

- ○施設整備におけるデジタル技術の活用
- ○維持管理におけるデジタル技術の活用
- ○業務のデジタル化に対応した施設整備

#### 6 公共建築の先導的役割

- ○発注者の役割を果たすための取組
- ○働き方改革の取組
- ○PPP/PFI 活用の取組
- ○ユニバーサルデザインの推進

#### 第4章で評価

\_5



第1章 評価の概要

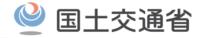
## 第2章 官庁営繕の現況

第3章 官庁営繕の取組の評価(総論)

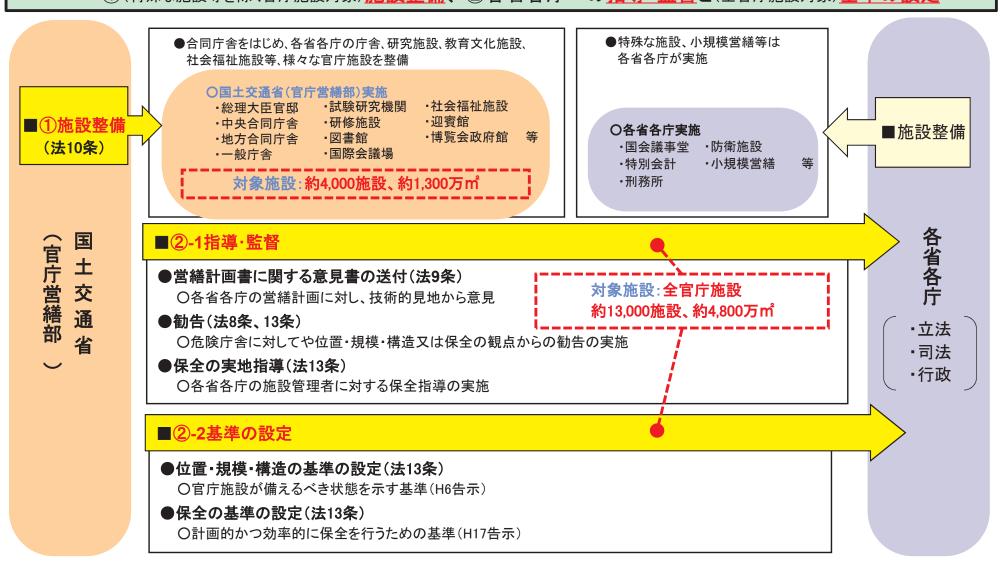
第4章 環境対策とデジタル化への対応

第5章 主な課題と今後の方向性

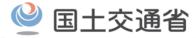
## 2-1. 官庁営繕の役割



- ○国土交通省官庁営繕部は、**官公庁施設の建設等に関する法律**(S26官公法)に基づき、 官庁施設の整備・保全に関する業務を実施
- ○具体的には、官庁施設の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、
  - ①(特殊な施設等を除く官庁施設対象)施設整備、②各省各庁への指導・監督と(全官庁施設対象)基準の設定



## 2-2. 官庁営繕が施設整備を行う対象施設



## 官公庁施設(国及び地方公共団体の施設)

※地方公共団体の施設は、官庁営繕の施設整備及び指導・監督の対象外 (ただし、官庁営繕では情報提供や技術支援を実施)

:約6億㎡

※「建築物ストック統計」(R4 国土交通省総合政策局 建設経済統計調査室公表)の 公共の非住宅建築物の床面積のうち 地方公共団体分

### 官庁施設(国の施設)

## 官庁営繕が指導・監督

:約13,000施設、約4,800万㎡ (全官庁施設)

- ●合同庁舎をはじめ、各省各庁の庁舎、研究施設、 教育文化施設、社会福祉施設等、様々な官庁施設
- ·総理大臣官邸
- •試験研究機関
- •社会福祉施設

- •中央合同庁舎
- •研修施設
- •迎賓館

- •地方合同庁舎
- •図書館

•博覧会政府館 等

- •一般庁舎
- •国際会議場

## 官庁営繕が施設整備

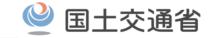
:約4,000施設、約1,300万㎡

- ●特殊な施設、小規模営繕等
  - •国会議事堂
- •防衛施設
- •特別会計
- •小規模営繕
- •刑務所
- 等

各省各庁が施設整備

:約9,000施設、約3,500万㎡

## 2-3. 官庁施設のライフサイクルと官庁営繕業務の関わり



- 〇 官庁営繕では、官庁施設の企画から保全まで一貫して、関係者との総合調整を実施。
- 社会的なニーズ(防災・減災、老朽化対策、環境対策等)を、施設整備に反映。
- 先導的な取組の実施等により、公共建築分野の質的・技術的水準の向上に寄与。

## 企 画 (改修、更新等)

施設の概要や要求性能を 決定するとともに、予算 措置を行う段階

#### 計画

施設入居官署等 の要望をもとに 企画書を作成

## 予算要求

設計施工に係る所管予算を要求

### 設計

施設の仕様を決定し、 施工に必要となる図面 等を作成する段階

## 設計者選定

設計審査 設計図の確認

## 積算

工事費の算出

#### 施工

図面等をもとに工事を 実施する段階

## 施工者選定

監督•検査

工事の適正な 実施を監督・検査

### 引渡

完成施設を施設 管理官署へ引渡

#### 保全

施設の完成後、施設の 運用・維持管理を行う 段階

#### 保全指導

適正な運用・維持 管理について施設 管理官署へ指導

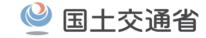
施設入居官署・施設管理官署との調整

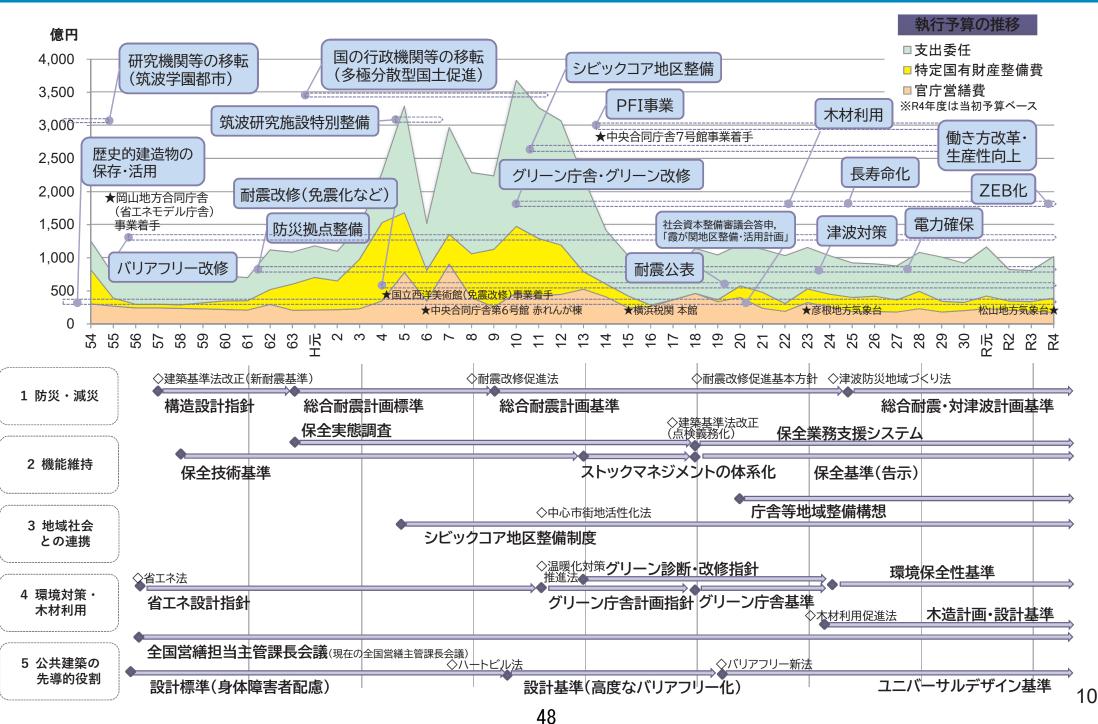
設計者との調整

施工者・工事監理者との調整

保全指導の結果をフィードバック(長寿命化に資する改修計画、計画的な更新)

## 共建築への社会的要請







第1章 評価の概要

第2章 官庁営繕の現況

## 第3章 官庁営繕の取組の評価(総論)

第4章 環境対策とデジタル化への対応

第5章 主な課題と今後の方向性

## 3-1. H26年度政策レビュー以降の主な指標の進捗状況



施策

主な指標

H26レビュー

R4レビュー

防災・減災

官庁施設の耐震化率(官庁基準)

88% (H25年度)



**96.1%**(R3年度)



機能維持

保全状況の良好な施設の割合

58% (H25年度)



96.3% (R3年度)

[52.5% ]

※現在の評価方法で算出

 $[+43.8\% \times]$ 

環境対策

官庁施設のエネルギー 使用量削減率(H17比)

▲24% (H24年度)



▲31% (R2年度)



公共建築の 先導的役割

公共建築工事標準 仕様書の活用率

都道府県・政令市 98% (H25年度)

民間企業

80% (H25年度)



100% (R3年度)

92% (R3年度)

## 3-2-1. 防災・減災 (全体像)



**人命の安全の確保**を図るとともに、**防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援**するため、 **官庁施設の耐震化等を推進**する。

#### 官庁施設の耐震化

所要の耐震基準を満たしていない官庁施設について、耐震性能<sup>※</sup>を確保

- ・災害応急対策活動の拠点施設としての機能を確保 (耐震性能評価値 | 類:1.5、| 類:1.25)
- ・建築基準法に基づく耐震性能を満たし人命の安全を確保 (耐震性能評価値 |||類:1.0)

※ | 類(本省庁の防災拠点施設等):大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。

Ⅱ類(県単位の防災拠点施設):大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。

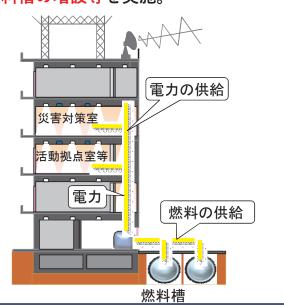
Ⅲ類(一般官庁施設):大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全を確保できることを目標。

#### (耐震改修の例)



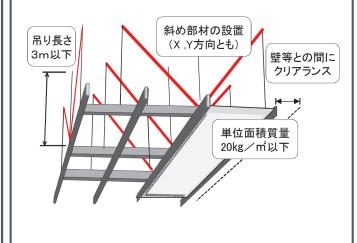
#### 電力の確保

災害応急対策の活動拠点となる 官庁施設について、自家発電設備の 燃料槽の増設等を実施。



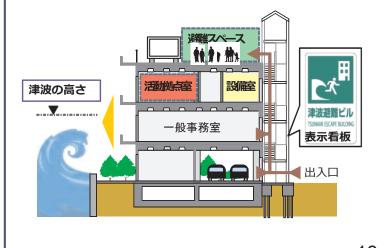
#### 天井耐震対策

東日本大震災における天井脱落事故を 踏まえ、災害対策室等の大規模空間を 有する官庁施設の天井について、 天井構成部材の改修を実施。



#### 津波対策

沿岸部で災害応急対策の活動拠点等となる 官庁施設について、必要機能・避難スペース の上階設置や対津波構造補強等の改修を実 施。



13

## 3-2-1. 防災·減災 (耐震対策)



#### 実績

#### ●技術基準の整備

- ・位置・規模・構造の基準(告示)の改正(H18.3) 官庁施設の種類と耐震安全性の目標値の明確化
- ・総合耐震・対津波計画基準の改定(H25.3) 津波対策、長時間・長周期地震動対策等の地震対策の追加
- ・建築構造設計基準の改定(H25.5)及び 建築構造設計基準の資料の改定(H27.3) 地震対策の拡充
- ・建築設計基準の改定 (R1.6) 建築非構造部材の地震対策の拡充

#### ○耐震対策の実施面積

構造体の耐震安全性の分類が Ⅰ 類 ・ Ⅱ 類 と Ⅲ 類の施設で、耐震性能を満たした施設の面積 ※耐震診断結果等を公表した主な官庁施設(ただし、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く)

・ Ⅰ 類又は Ⅱ 類:約422万㎡ Ⅲ類:<u>約318万㎡</u> (令和3年度末時点、官庁営繕部調べ)

#### 事例:仙台合同庁舎B棟

・東北地方整備局などの防災官署が入居し、防災拠点施設と しての機能を確保。



#### 事例:熊本合同庁舎

- ・エントランスホールの天井耐震対策を実施。
- ・熊本地震の際、緊急避難施設として、 エントランスホール等に市民を受け入れ。

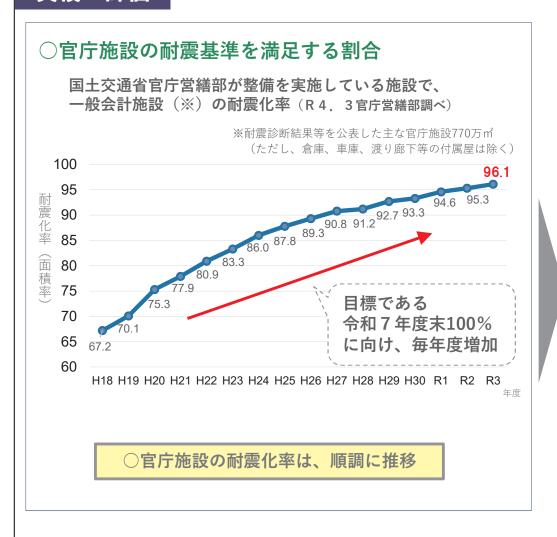




## 3-2-1. 防災·減災 (耐震対策)

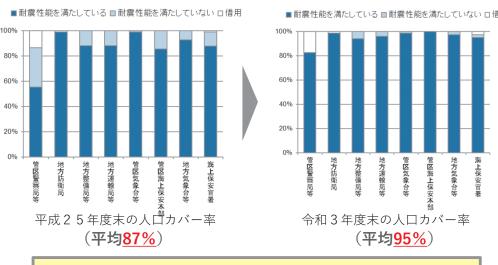


#### 実績・評価



#### ○耐震性能を満たした災害応急対策活動拠点の 人口カバー率 (※)

※「災害応急対策活動を行う官署の管轄内の人口」に対する 「耐震性能を満足した官庁施設に入居する災害応急対策活動 を行う官署の管轄内の人口」の割合(R4,3官庁営繕部調べ)



- ○災害応急対策活動拠点の人口カバー率は改善
- ○耐震対策等を実施した災害応急対策活動官署の 大規模地震時の機能継続率 <u>100%</u>
  - ※H26以降に発生した最大震度6以上の大地震後、 構造体の損傷等により機能停止した官署はなし
  - ○災害時の災害応急対策活動の業務継続が図られている

- ○計画的かつ着実な耐震対策の実施により、<u>災害応急対策活動の円滑化、人命の安全確保に寄与</u>。
- ○整備目標の達成に向け、引き続き対策を推進することが必要。



#### 実績

#### ●技術基準の整備

- ・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針の改定 (H28) 津波、浸水に対する電力確保にあたっての対策例を追記。
- ・建築設備計画基準の改定及び建築設備設計基準の改定(H30,R3) 幹線の二重化及び外部電源車の接続対応について 記載を追加するなど電力供給の信頼性向上を図った。

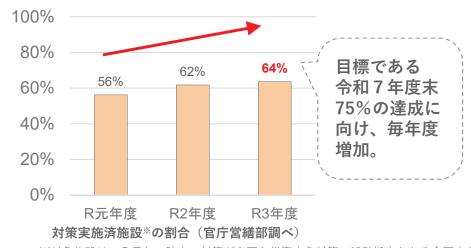
#### ○電力確保等の対策の実施施設数

災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎等について、 電力の確保等のための対策を実施した施設数 (累積、建替・取りこわし施設等を含む)

: 103施設 (令和3年度末時点、官庁営繕部調べ)

#### 評価

○災害応急対策活動に必要となる官庁施設の 電力確保等のための対策の実施率



※対象施設は、R元年の時点で対策が必要な災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎等

○官庁施設の電力確保等の対策は、順調に推移。

- ○計画的かつ着実な電力確保対策の実施により、<u>災害応急対策活動の円滑化に寄与</u>。
- ○整備目標の達成に向け、自家発電設備や受変電設備の改修など、<u>引き続き電力確保等の対策の推進</u>が必要。



「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて<u>官庁施設の老朽化対策</u>を総合的に実施し、 既存施設を徹底利活用する。これにより<u>官庁施設をより長く安全に使用する</u>とともに、 予算の平準化や<u>トータルコストの縮減</u>を図る。

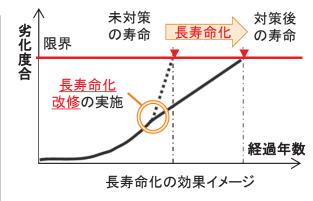
#### 「長寿命化改修」の推進

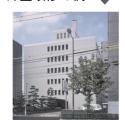
老朽化の進行を防ぐための改修を行うことにより、<mark>既存施設の平均使用年数</mark>について、 現状の約40年から**65年程度へ延ばす**ことを目指す。

主な 改修内容	部位の例	未措置の場合の 問題点等
躯体の 保護	外壁、 防水、 建具	・雨水浸入や漏水に よる躯体劣化 等
防災設備	防火設 備、中央 監視設 備	・防災機能の停止 ・火災発生時の被害 拡大リスク 等
ライフ ライン 設備	給排水 設備、電 力設備	<ul><li>・ライフライン機能の 停止</li><li>・給排水設備からの 漏水による躯体 劣化等</li></ul>

# (効果等) ・建物の構造体は、ひび割れ への雨水浸入により、劣化 が著しく加速 ・防水層、外層 防止により、 雨水浸入を

・防水層、外壁、建具等の劣化 防止により、ひび割れへの 雨水浸入を防止

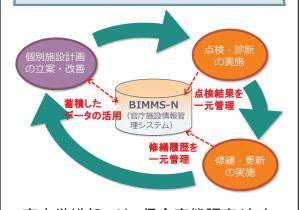




外壁改修の例

#### 「BIMMS-N」活用の促進

施設管理者が自ら施設情報を 記録・蓄積することにより、<u>施設</u> 情報が見える化され、計画作成 や維持管理へのフィードバックが 容易になる。



官庁営繕部では、保全実態調査(毎年度実施)において各施設管理者が BIMMS-Nに入力した結果を活用し、 施設の長寿命化に資するよう、保全 指導等を実施

## 3-2-2、保全指導・老朽化対策(全体像)



#### 官庁施設の現状の把握

BIMMS-N (官庁施設情報管理システム) による施設情報の一元管理

#### ○保全実態調査・官庁建物実態調査結果

• 施設概要

(構造、階数、建築年月、延べ面積、施設の職員数等)

- ・保全の体制、計画及び記録
- ・点検等の実施状況
- ・施設の状況

(室内環境、建築・設備の状況、消防・防災対策等)

- •維持管理費、光熱水費
- · 建築物現地調查結果 · 現存率

#### ○中長期保全計画の作成・集計

- · 部材 · 機器什樣
- ・部位ごとの更新履歴、次回更新年度、更新費用
- ・ライフサイクルコスト集計結果

#### ○点検記録情報の管理

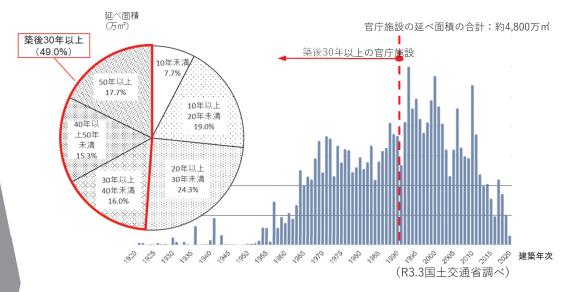
- · 点検·確認項目
- 点検周期
- ・最終点検実施年月、次回点検実施年月
- 実施結果

#### ○修繕履歴情報の管理

・実施年月、修繕内容、発注者、受注者、金額

#### ○建築年次別の官庁施設の延べ面積割合

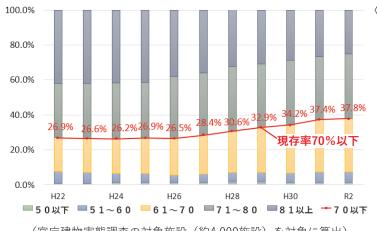
官庁施設の約半数は、築後30年以上を経過。



#### ○老朽化状況の経年推移(現存率※の延べ面積割合)

※ 建物の老朽度を示す値。新築時を100として、建築物の各部の損耗程度をもとに算出。

現存率70%以下の施設は年々増加している。



(官庁建物実態調査の対象施設(約4.000施設)を対象に算出)

〈例〉現存率64%の施設の状況





#### 実績

#### 〇保全実地指導件数

調査年度	H29	H30	R1	R2	R3
個別指導件数	1,095	1,180	822	602	730
うち実地指導件数	330	313	234	187	325
指導結果通知数	428	256	132	77	52

#### ○施設管理者向けの会議・講習等の開催数

報告年度	H29	H30	H31	R2	R3
開催数	53	49	46	65	58
	機関数				
国家機関	1,229	1,150	1,031	1,128	1,152
独法等機関	118	131	98	119	130
地方公共団体	292	246	219	357	393
計	1,639	1,527	1,348	1,604	1,675





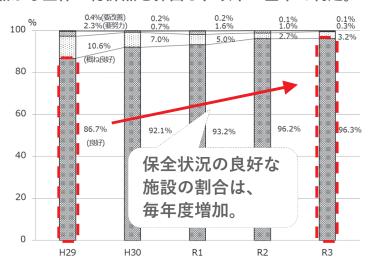
会議・講習の様子

#### 評価

#### ○保全実態調査の結果(保全の取組状況の評点)

保全の取組状況について、保全体制・計画、点検結果、施設状況 など6項目の評点から全体の総評点を算出し、以下の基準で判定。





良好な施設の割合

出典:国家機関の建築物の保全の現況 (R4.3)

○保全状況の良好な施設の割合は、着実に増加。

- ○保全指導の推進により、施設管理者の保全への取組状況は改善傾向にあり、<u>機能及び安全性の維持に寄与</u>。
- ○老朽化する施設の増加が見込まれることから、官庁施設の長寿命化に向けて、保全指導の一層の充実が必要。



#### 実績・評価

#### 官庁施設の長寿命化対策の推進

#### ○長寿命化対策を実施した施設数

・長寿命化対策を実施した施設:<u>30施設</u> (令和3年度末時点、官庁営繕部調べ)

#### ○官庁施設の長寿命化対策実施率※1

・R2年度時点で措置が必要な官庁施設の 長寿命化対策実施率<sup>※2</sup> : 47%

(令和3年度末時点、官庁営繕部調べ)

※1整備目標:令和7年度末100% (第5次社会資本整備重点計画)

※2 R2年度時点で措置が必要な官庁施設17施設のうち改修が実施完了済施設

#### 各省各庁の行動計画策定に向けた支援

●「官庁施設の管理者による『インフラ長寿命化計画 (行動計画)』策定の手引き」の制定 (H26.7) (R3.7改定)

各省各庁の行動計画における官庁施設に関する内容 について、各省各庁で申合せ。

●「官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議」 の開催

官庁施設に関し共通した取組が進められるよう、官庁営繕が事務局となり連絡調整会議を複数回実施。

- ○老朽化対策の着実な実施により、<u>施設の長寿命化を促進</u>。
- ○老朽化する施設の増加が見込まれていることから、官庁施設の長寿命化に向けて、<u>保全指導と連携した</u> 老朽化対策の一層の充実が必要。

## 3-2-3. 地域社会との連携(全体像)



「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえ、<u>地域のニーズを把握しつつ、地域と連携した国公有財産の最適利用</u>を推進し、跡地利用も含めて地方創生に寄与する。

#### 地域における行政・福祉等のサービスの集約化

国の庁舎整備を通じて、国公有財産の最適利用に寄与

- 公共施設等の集約・複合化、空き床相互融通
- ・地域の利便施設(保健施設、図書館、保育所等)の併設



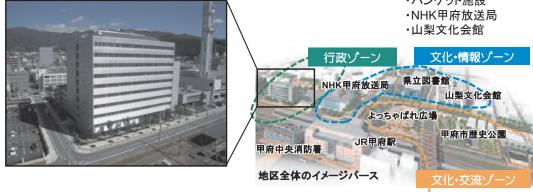
(富士川合同庁舎)町立図書館・防災備蓄倉庫との集約・複合化

#### シビックコア地区による都市拠点の形成

地域の特色や創意工夫を生かしつつ 都市拠点や良好な市街地環境の形成の実現に寄与

#### 【主要施設】

- ·甲府第二地方合同庁舎
- ・新たな学習拠点
- •商業•業務施設
- バンケット施設



(甲府地方合同庁舎)官公庁施設と民間建築物等の一体的整備

#### 地域防災への貢献

地域防災と連携した国の庁舎整備を通じて、国民の安全・安心の確保に寄与





(鹿児島港湾合同庁舎) ・津波避難ビルとして鹿児島市が指定



▲地域住民との合同避難訓練

(下田地方合同庁舎)

- ・ 津波避難ビルの機能を確保。
- ・下田市と管理官署の間で、緊急避難施設としての使用に関する協定を締結。

#### 地域の景観を活用した観光地域づくり

国の庁舎整備を通じて、観光振興による活力ある地域の形成の実現に寄与



(鹿児島第3合同庁舎) 鶴丸城御楼門の復元事業との連携による外部空間の確保や景観形成



#### 実績

#### 国公有財産の最適利用

#### 【世田谷合同庁舎】:国と地方公共団体の施設の集約・複合化

・国、東京都、世田谷区の3者の施設を集約・合築。

※国:世田谷税務署、東京法務局世田谷出張所

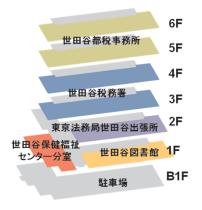
都:世田谷都税事務所

区:世田谷図書館、世田谷保全福祉センター分室

・公共施設等の集約・複合化、空床相互融通、 地域の利便施設 (保健施設、図書館、保育所等) を併設することで、国の庁舎整備を通じて、 コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与。



建物外観



各階入居官署

#### 地域社会への貢献

#### 【石巻港湾合同庁舎】: 地域防災への貢献

- ・津波発生時の災害応急対策活動と津波避難ビルの機能を確保
- ・石巻市の防災備蓄倉庫を合築



建物外観

防災備蓄倉庫

#### 【岡崎地方合同庁舎】: シビックコア地区における都市拠点の形成

・岡崎地方合同庁舎と岡崎市シビックセンターを、岡崎シビックプラザとして 一体的に整備。

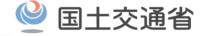


岡崎シビックプラザ全景



交流広場

## 3-2-3. 地域社会との連携 (歴史的建造物の保存・活用)



#### 実績

#### 歴史的建造物の保存・活用

歴史的建造物の個性を活かしつつ、その魅力を引き出し、より効果的に活用できるような整備を推進している。

#### 【横浜税関本館】

- ・街路に面する建物の3方はそのまま 保存・活用し、外観の改変を最小限に とどめた改修・増築(平成15年)
- ・<u>横浜市認定歴史的建造物に認定</u>され、 横浜港の歴史的なシンボルのひとつ



#### 【国立西洋美術館】

- ・耐震性能確保と文化的価値を両立させるため、 外部に耐震壁を設置しない工法として **日本初の免震レトロフィット改修**を採用 (平成10年)
- ・世界的建築家ル・コルビュジエの作品として 平成28年世界遺産登録(世界遺産委員会諮問 機関のイコモスから耐震対策について評価)



#### 【松山地方気象台】

- ・近代的な建築様式を取り入れた昭和 初期の建物で、平成18年に**国の登録 有形文化財**に登録
- ・現在、大時計の復元、展示室の整備などリニューアル工事を実施中



#### ●霞が関地区の施設整備

累次の審議会答申を経て、現在は「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」 (平成20年6月20日社会資本整備審議会答申)を踏まえた整備を実施しており、毎年度 審議会部会へ状況を報告。

答申等を踏まえ策定された「霞が関地区整備・活用計画」では、建物の歴史 的価値を機能的価値だけでなく社会的、文化的価値等様々な観点から総合的 に判断し、基本的性能を確保しつつ保存・活用するとしている。

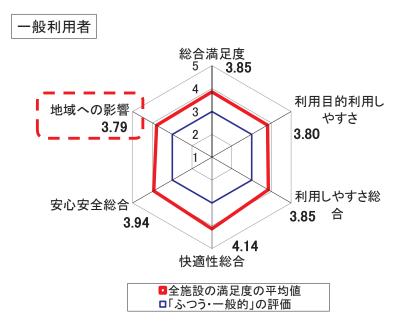


【中央合同庁舎第6号館 赤れんが棟】



#### 評価

#### ○一般利用者への満足度調査結果



(対象施設) 新営庁舎、増築、大規模リニューアル等(計100件程度)

(集計対象期間) 平成16年~平成29年

(調査対象者) 一般利用者

(調 査 内 容) 施設に関する満足度及び意見(約40項目)

(調査方法) 1「不満」~5「満足」の5段階評価

〇一般利用者から、「地域への影響」を含めすべての 項目において、好意的に評価されている。

- ○地方公共団体と連携し、地域のニーズに即した施設整備を実施することにより、施設利用者からも好意的評価を 受け、<u>まちづくりに貢献</u>。
- ○<u>各地域の特性やニーズの変化等を適切に把握</u>し、引き続き<u>国公有財産の有効活用</u>を図りつつ、<u>地域社会と連携した</u> 施設整備を推進することが必要。

#### 第3章 官庁営繕の取組の評価(総論) 3-2. 施策の実施状況と評価

## 3-2-4. 公共建築の先導的役割(発注者の役割を果たすための取組)



「官公庁施設整備における発注者の役割について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)では、「国土交通省には、公共建築工事の発注者としての先導的役割が期待されていることを認識し、自らが適切に発注者の役割を果たしていくとともに必要な取組を率先的に実施していくこと、また、公共建築工事を適切に発注、実施していくために設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を適切に進めることが求められる」とされている。

優れた品質を確保 する選定

品質

設計等の品質確保

適正な予定価格の 設定

コスト

適切な設計変更

適切な工期の設定

工期

発注者間の連携

総合評価落札方式、設計プロポーザル等

工事において総合評価落札方式を活用するほか、設計においては設計者の創造性、技術力、経験等を評価する ためプロポーザル方式を活用

官庁施設の設計業務等積算基準

平成31年国土交通省告示第98号等の考え方に基づき新築設計の業務委託料のほか、改修設計の業務委託料の 算定方法について規定

「営繕積算方式」活用マニュアル(R3.4改訂)

「公共建築工事積算基準」等に基づく積算方法をベースとして、共通費の適切な積上等現場の実態を踏まえた課題への対応方法についても紹介

営繕工事積算チェックマニュアル(R4.3改定)

積算数量の拾い忘れ等の防止を図るため、積算業務の過程においてチェックすべき項目等を整理

入札時積算数量書活用方式(H29.3)·運用マニュアル(R2.6改訂)

契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする

営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(R2.6改定)・Q&A(H27.10) 発注者と受注者間の設計変更・手続き等を適切に実施するためのガイドラインとそのQ&A

公共建築工事における工期設定の基本的考え方(H30.2) 事例解説(R2.3改訂)

工期設定について、調査・設計から施工の各段階において基本となる考え方及びその事例解説・参考資料をまとめたもの

全国営繕主管課長会議

都道府県等において公共建築の整備を担当する部局と情報共有を図るなど連携

参考情報の官庁営繕HPへの掲載、送付

公共建築工事の発注と実施に当たっての参考情報を、官庁営繕のHPに掲載するとともに、関連文書を都道府県等に送付

公共建築相談窓口

国土交通省本省及び各地方整備局等の営繕部において、地方公共団体等の公共建築発注者からの問合せに対応5

63

## (発注者の役割を果たすための取組)

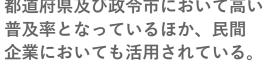


#### 実績・評価

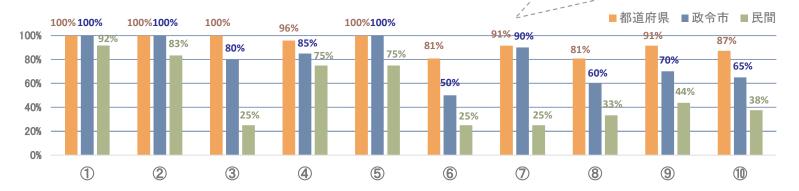
#### 品質確保のための基準の設定

#### ○技術基準の普及率

・官庁営繕の基準類の活用状況 (R4.3 官庁営繕部調べ) ※各基準について、活用(使用、準用、参考)状況をアンケート調査。 都道府県及び政令市において高い 普及率となっているほか、民間 企業においても活用されている。



- ①公共建築工事標準仕様書
- ②公共建築改修工事標準什様書
- ③公共建築木诰工事標準什様書
- ④官庁施設の総合耐震・ 対津波計画基準
- ⑤公共建築工事積算基準等
- ⑥木造計画・設計基準
- ⑦営繕工事電子納品要領、 建築設計業務等電子納品要領
- ⑧官庁施設の環境保全性基準
- 9建築保全業務共涌仕様書
- ⑩建築保全業務積算基準



#### ○ホームページアクセス状況

官庁営繕のページへの国土交通省内アクセス順位

(国土交通省の月毎ホームページアクセス数アクセス上位100ページよりR4年2月の結果を把握、官庁営繕部調べ)

- ·公共建築工事標準単価積算基準 (1位)
- ·公共建築工事精算基準等資料 (4位)
- ·公共建築工事標準仕様書(7位)
- ・営繕工事積算チェックマニュアル(21位)
- ·公共建築設備工事標準図(22位)
- ·公共建築改修工事標準仕様書(35位)

官庁営繕の基準類のページ が省内上位にランクイン しており、高い参照度と なっている。

○官庁営繕制定の技術基準は、各省各庁、地方公共団体及び民間企業において広く活用されている。

## 3-2-4. 公共建築の先導的役割(発注者の役割を果たすための取組)



#### 実績・評価

#### 公共建築相談窓口

公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口を設置。

○相談対応件数 (R3年度) : 1950件



- ○官庁営繕の技術基準が地方公共団体等にも参照され、公共建築等の質の向上に貢献。
- ○<u>公共建築の発注者として常に先導的な役割を果たす</u>ことができるよう、<u>社会的課題に適切に対応した取組を</u> 推進するとともに、その取組の普及に向けて情報提供等を行うことが必要。

3-2-4. 公共建築の先導的役割 (働き方改革の取組 -建設業の働き方改革

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

建設業における取組

建設工事に

お

け

る適正な工期設定等の

た

め

の

ガ

1

ラ

イ

ン

へ 第

1

次改訂

適正な工期設定・ 施工時期等の平準化

必要経費への しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

下請契約における 取組

適正な工期設定等に 向けた発注者支援の 活用

#### 営繕工事における取組

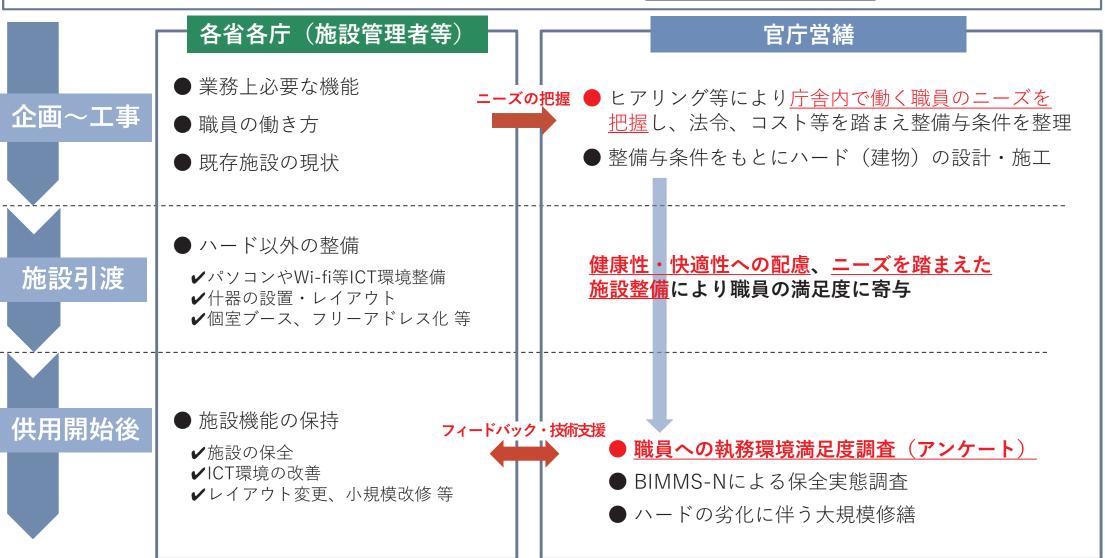
(凡例: 令和4年度からの取組-**下線・太字**)

- 適正な工期設定
  - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」 を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)
  - ・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表で確認。概成工期を発注時に設定)
- 週休2日の推進
  - ・公共建築工事標準什様書等において原則调休2日を適用
  - ・週休2日促進工事(4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善)を実施(新築工事、 規模の大きい改修等工事は原則発注者指定)
- ○施工時期等の平準化
  - ・債務負担行為の積極活用(適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の
- 予定価格の適正な設定
  - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な現場での対策や、工事の一時中止の費用を 適切に計上
- ICTの積極的な活用等
  - ・設計から施工(PFI事業において維持管理段階)まで一貫したBIMの活用に向けた試行 ・BIM調整 **会議の実施** ・**EIRの試行** ・改定したBIMガイドラインの活用
  - (機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定により活用、全ての ・情報共有システムの活用 ・電子小黒板の活用(原則全ての工事で活用)・WEB会議等の活用 設計業務で適用可能)
  - ・発注・完成時の評価による生産性向上技術の導入促進 ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を ・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用 指定 (試行)
  - ・建設現場の遠隔臨場を原則全ての工事で適用 ・ICT建築十工の試行
- ○書類の簡素化
  - ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
  - ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化
  - ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化 (建築固有の対応)
  - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達(報告等の期限を遵守する旨を規定)
  - ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(士会連合会)やBIMの活用)
  - ・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、 ASP等の活用)

公共建築工 事 民間建築工事の 受発注者 ^ **の** 普及促進

## 3-2-4. 公共建築の先導的役割 (働き方改革の取組 - 公務の能率増進-)

- 官庁営繕では、執務環境を改善することで職員の生産性向上に繋がる<u>健康性・快適性に配慮した施設整備</u>を 実施。
- 入居官署のニーズを丁寧に把握し、施設整備の与条件に反映。
- 供用開始後の保全に関する支援の他、職員へのアンケートにより<u>執務環境の満足度を把握</u>。



67

## 3-2-4. 公共建築の先導的役割 (働き方改革の取組 - 公務の能率増進-)

## 健康性・快適性に配慮した施設整備

#### 例1:快適性に配慮した空間・内装



【東雲合同庁舎】



【福岡第2法務総合庁舎】

#### 例2:音環境、光・視環境、熱・空気環境への配慮



【指宿税務署】



【大手前合同庁舎】

#### 例3:屋外リフレッシュスペース



【盛岡合同庁舎】



【さいたま新都心合同庁舎】

#### 執務環境満足度調査による満足度の把握

#### ○執務環境満足度調査結果 総合満足度:平均3.61点/5点※

#### 空間・内装

解放感

内装の印象

自分のデスクまわりの広さ

トイレの快適性

作業のしやすさ

#### 音環境

仕事上の会話のしやすさ

周囲の音が気になるか

#### 光・視環境

照明の満足度

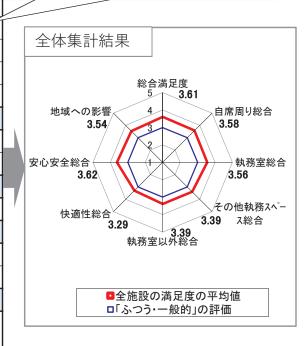
#### 熱・空気環境

暑さ、寒さが気になるか

風、におい等が気になるか

#### リフレッシュ

リフレッシュコーナーの使用頻 度・満足度 満足度調査において、健康性・快適性 に関する項目についても質問



#### ※アンケート概要

( 対 象 施 設 ) 新営庁舎、増築、大規模リニューアル等(計100件程度)

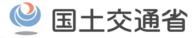
(集計対象期間) 平成16年~平成29年

(調査対象者)職員

(調 査 内 容)施設に関する満足度及び意見(約40項目)

〔調 査 方 法)1「不満」~5「満足」の5段階評価

## 3-2-4. 公共建築の先導的役割 (PPP/PFI)



#### 実績・評価

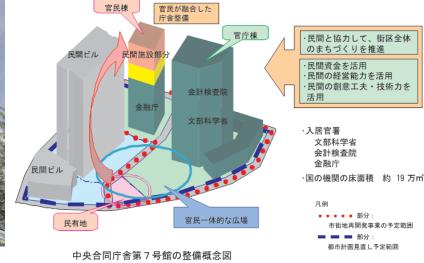
- ●官庁営繕(施設整備)では入居官署(維持管理)と連携し、官庁施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、 経営能力及び技術的能力を活用し、効率的・効果的な整備を行うPFI事業を平成15年度から率先して実施。
- ●官庁営繕では、<u>施設の要求水準を設定</u>し、応募者からの提案内容に基づき事業者を選定。 整備部分の実施状況についてモニタリングを実施し、<u>要求水準を確保していることを確認</u>。

#### ○ 累計実施事業数 (R3末現在) : 22事業

事例①:中央合同庁舎第7号館PFI事業

(民間収益施設を付帯事業として実施)





#### 事例②:東雲合同庁舎



東京都認証保育所



カーシェアリング

事例③:立川地方合同庁舎





店舗・食堂

## ○ PFI事業の平均VFM<sup>※1</sup>(事業者選定時) : 約20%<sup>※2</sup>

※1 VFM(Value for Money): 従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。 VFM(%)= {(従来の公共事業のLCC)-(PFIのLCC)} / (従来の公共事業のLCC)×100 LCC: ライフサイクルコスト ※2 官庁営繕で行った22件のPFI事業のVFMから算出。

- 〇入居官署と連携し、民間の経営能力及び技術的能力を活用することで、<u>効率的・効果的な施設整備</u>を実施。
- 〇今後も関係省庁等と連携を図り、PPP/PFIが適用可能な事業について<u>引き続き推進</u>することが必要。



#### 実績

#### ●技術基準の整備

・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準の制定(H18)UDの概念を導入

整備水準及び利用者等の意見聴取の実施について規定

・関連する設計基準の改定

バリアフリー法(旧ハートビル法を含む)の制定等を受け改定 整備水準を具体的に規定







〈世田谷地方合同庁舎〉

〈呉地方合同庁舎〉

〈横須賀地方合同庁舎〉

#### ●ニーズの的確な把握

○ 利用者、専門家等へ意見聴取を実施した施設数: <u>43件</u> (令和2年度末現在、官庁営繕部調べ)

#### 評価

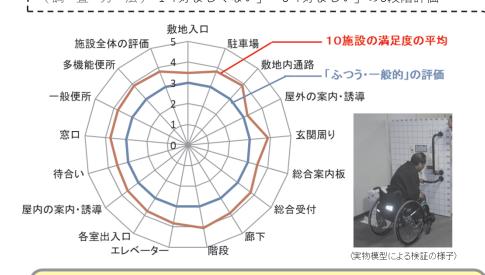
○官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に 基づく新築施設における満足度調査結果

(対象施設) 完成後1~2年の施設 計10件

(集計対象期間) 平成21年~令和2年

〔調 査 対 象 者 ) 一般利用者(主に高齢者、障害者等)等 計200名程度

(調 査 内 容) 施設を利用したUDの視点での評価及び意見 (調 査 方 法) 1 「好ましくない」 $\sim$ 5 「好ましい」の5段階評価



○一般利用者を対象とした満足度調査において 良い評価を受けている。

- ○ニーズを的確に把握した施設整備により施設利用者から好意的評価を受け、<u>施設利用の円滑化に寄与</u>。
- ○引き続き、官庁施設の<u>ユニバーサルデザインの実現に向けた取組の一層の推進</u>が必要。



第1章 評価の概要

第2章 官庁営繕の現況

第3章 官庁営繕の取組の評価(総論)

## 第4章 環境対策とデジタル化への対応

第5章 主な課題と今後の方向性

## 4-1-1. 環境対策·木材利用 (環境対策 全体像)



官庁営繕では、地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定)、政府実行計画 (令和3年10月22日閣議決定)及び国土交通省環境行動計画 (令和3年12月27日改定)を踏まえ、官庁営繕環境行動計画 (令和4年3月22日)を策定。計画に基づき3分野における6つの環境対策を推進し、令和4年度においては、①~⑦の環境対策項目に重点的に取り組む。

## 2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた 地球温暖化緩和策の推進

#### ○環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

- ・「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を 満たす施設整備等(①)
  - ✓ 「官庁施設の環境保全性基準」<sup>※</sup>に基づく環境保全性の水準を 満たしつつ、脱炭素化を目指した施設整備、構内緑化等を実施
  - ✓ 断熱性能の向上、LED 照明器具の採用、省エネルギーに資する設備システム・設備機器の導入、LCEM ツールの活用
  - ✔ 環境配慮型プロポーザル方式の採用

#### 〇再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

・太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進(②)

#### 〇木材利用の推進

・木材利用の推進(③)

#### 〇政府実行計画に基づく環境対策の推進

・環境対策における情報提供などの技術的支援(⑦)

#### 自然共生社会の形成に向けた 生態系の保全・持続可能な活用等の推進

#### 〇水の効率的な利用と有効活用

・雨水利用の推進(④)

「国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標」 (平成27年3月閣議決定)

「雨水の利用の推進に関する基本方針」(平成27年3月国土交通省告示)

- ✔ 目標及び基本方針に基づき、直轄事業における雨水利用を一層推進
- ✔ 関係府省における目標の達成状況のフォローアップを毎年度実施

#### 循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進

#### ○建設リサイクルの推進

- ・グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進(⑤)
- ・建設副産物対策の推進(⑥)

#### 自然エネルギーの利用

- ・太陽光発電
- ・自然換気、自然光利用

#### 長寿命

・大部屋方式、乾式間仕切 り等の採用で内部機能の変 化に対応

#### 自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- ・雨水利用

#### 負荷の低減

- ・断熱性、気密性の向上 ・庇等による日射の遮断
- ・高性能ガラス ・複層ガラス

#### 適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生抑制
- ・建設発生土の適正処理

#### エコマテリアル

- ・VOC対策の徹底
- ・木材利用
- ・リサイクル材料の利用

#### エネルギー・資源の有効利用

- ・LED照明 ・昼光利用 ・初期照度補正 ・人感センサ ・高効率熱源 ・変風量制御
- ・変流量制御 ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化・最適化

## 4-1-2. 環境対策·木材利用 (環境対策)



### 実績・評価

#### 環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

#### ●技術基準等の整備

・政府実行計画※1を踏まえた「官庁施設の環境保全性基準」の改定(R4.3)

〈旧基準〉

300㎡以上

低炭素基準 (BEI≦0.9) を満足 300㎡未満

省エネ基準 (BEI≦1.0) を満足



新築事業については、原則 **ZEB Oriented相当以上**※2

〈新基準〉

※1 政府実行計画において、

「今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、 2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となること」とされている。

- ※2「ZEB Oriented相当以上」
  - ・事務所等、学校等、工場等:BEI(再生可能エネルギーによる削減量を含めない)≦0.6
  - ・上記以外 : BEI (再生可能エネルギーによる削減量を含めない)  $\leq 0.7$
- ・企画・設計に関するマニュアル・支援ツールの整備

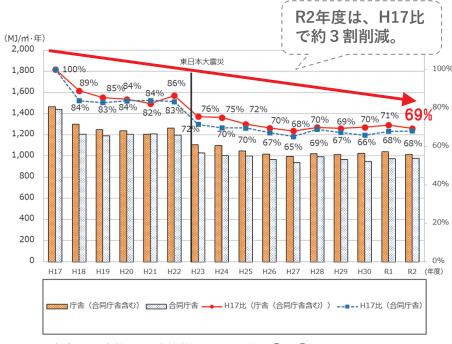
ライフサイクルエネルギーマネジメントツール(H18) クールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン(H21) 大規模リニューアル実施検討マニュアル(案)(H19) 官庁施設における地中熱利用システム導入ガイドライン(案)(H25)等

#### ○環境配慮型プロポーザルの実施率

・環境配慮契約法 (※1) に基づく基本方針 (※2) の対象 となる 新築設計プロポーザルのうち、環境配慮型を採用した件数割合:100%

※ 1:H19法律第56号 ※ 2:H19告示

#### ○エネルギー使用量の削減状況



庁舎:国家機関の建築物のうち、次の①~⑥以外

(①宿舎 ②病院 ③刑事施設等収容施設 ④防衛省の特殊施設

⑤文化財・史跡 ⑥皇室用財産)

合同庁舎:二以上の各省各庁の長が使用する庁舎

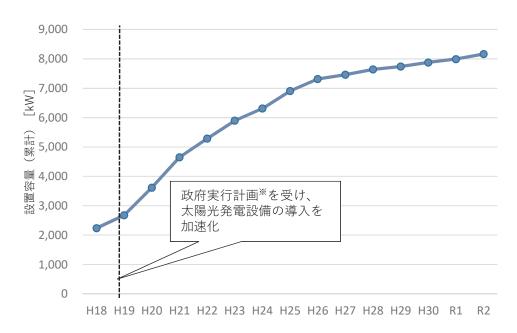
- ○政府全体の計画等を踏まえた基準類を整備し、それらに基づいた施設整備を行っている。
- ○官庁施設全体として、年々エネルギー使用量は減少傾向にあり、省エネルギー化が図られている。



#### 実績・評価

#### 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

#### ○官庁営繕部による太陽光発電設備導入実績 (所管予算及び支出委任工事)



※「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の ため実行すべき措置について定める計画」(H19.3.30閣議決定)

○ 太陽光発電設備の設置は着実に進んでいる。

### 政府実行計画の実現に向けた各府省庁の支援

・政府実行計画に基づく各府省庁の取組について 技術的支援を行うための支援チーム<sup>※</sup>の一員として、 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する 情報提供、施設整備における省エネルギー対策、 施設の運用改善に関する技術的支援を実施。

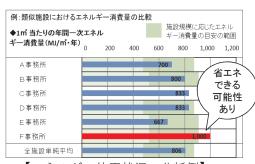
#### ※支援チーム

内閣官房、環境省地球環境局、経済産業省産業技術環境局、 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部、

国土交通省大臣官房官庁営繕部



【地球温暖化対策に関する情報提供】



【エネルギー使用状況の分析例】

# 4-1-2. 環境対策·木材利用 (環境対策)

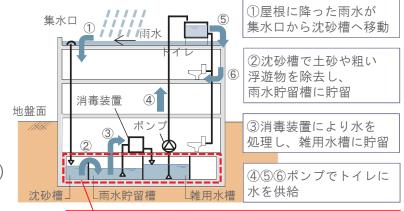


#### 実績・評価

#### 水の効率的な利用と有効活用

「雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年5月1日施行)

- ・**国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する<u>目標</u>**\* (平成27年3月閣議決定)
- ・雨水の利用の推進に関する基本方針(平成27年3月国土交通省告示)
- ・目標及び基本方針に基づき、直轄事業における雨水利用を一層推進
- ・関係府省における目標の達成状況のフォローアップを毎年度実施



最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間 (建物にあらかじめ設けられる空間を有効活用)

【雨水利用施設のイメージ】

※国及び独立行政法人等は、「最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間」を有する新築建築物において雨水利用施設の設置率を原則100%とする。

#### 〇雨水利用施設の設置に関する目標の達成状況(R2) 100% ※

※令和2年度における目標の対象となる建築物(11棟)すべてに雨水利用施設を設置

#### 成果・課題

- ○官庁施設における環境対策の推進、施設管理者への技術的支援等により、<u>地球温暖化対策に関する政府自らの</u> 率先実行に貢献。
- ○技術的知見の充実を図りつつ、<u>政府実行計画に基づく環境対策の一層の推進</u>が必要。

### 4-1-3. 環境対策・木材利用 (木材利用の促進 全体像)



### ○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・令和3年改正:題名変更(旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」) 公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・木材利用促進本部(本部長:農林水産大臣、本部員:国土交通大臣他4大臣)による基本方針の策定・実施状況の公表等
- → 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】
  - ・コスト・技術面で困難な場合を除き、<u>原則木造化</u>(災害応急対策活動に必要な施設等を除く) (旧基本方針:耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化)
  - ・<u>国民の目に触れる機会が多い部分</u>(エントランスホール、情報公開窓口等)<u>の内装等の木質化</u>を促進

#### 官庁営繕部における取組

- ・官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う(各省各庁・地方公共団体と積極的に連携)
- ・直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

#### 公共発注機関における木材利用のための環境整備

#### 技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
- ○公共建築木造工事標準仕様書
- ○木造耐火建築物の整備指針
- ○木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における 留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に 資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事 監理に関する留意事項集

#### 木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



○ 内装等の木質化







#### 人材の育成

○ 木材利用推進研修(国土交通大学校)

### 4-1-4. 環境対策・木材利用 (木材利用の促進)



#### 実績・評価

#### 木造化・木質化にかかる技術基準等の整備・情報提供

●技術基準類の整備

<u>各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」</u>として、木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を 取りまとめた「**公共建築木造工事標準仕様書**」を制定。

●中規模庁舎の木造化に向けた取組

下記中規模庁舎の木造化について取組を行い、各省各庁及び地方公共団体等へ周知。

- ・「中規模木造庁舎の試設計例」(令和2年1月公表) 中規模木造庁舎※の軸組構法及びCLTパネル工法としての試設計を実施。※: W-4、3,000 ㎡、耐火建築物
- ・「CLTパネルによる袖壁を用いた中規模庁舎の試設計例」(令和4年10月公表) 構造材にCLTパネルを用いた中規模庁舎※の試設計を実施。※: RC+W-4、3,000 ㎡、耐火建築物
- ●地域産材の活用促進に向けた取組

都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部で構成する「全国営繕主管課長会議」の付託事項として、<u>「公共建築物における木材の利用</u> <u>の取組に関する事例集(令和2年版)」(令和2年7月)をとりまとめ</u>、国及び全国の地方公共団体等の<u>地域産材活用の事例を共有</u>。

#### 官庁営繕事業における積極的な木材利用の促進

#### 〈事例〉高山地方合同庁舎



【車寄せ】 庇の下端に**高山市産材のひのきの羽目板を使用**。



【車庫・自転車置場】

構造材として、**高山市産材のひのきや杉を土台や柱、垂木等に使用**。

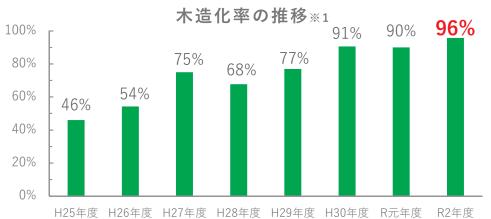


### 4-1-4. 環境対策・木材利用 (木材利用の促進)



#### 実績・評価

○国が整備する公共建築物における木材利用推進状況



※1国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた低層の公共建築物の 木造化率の推移

検証チームによる検証結果を踏まえた木造化率(H25年度は非公表の参考値) 木造で整備を行った公共建築物数 ÷ 検証結果を踏まえた積極的に木造化を 促進するとされている低層の公共建築物数 × 100



H25年度H26年度H27年度H28年度H29年度H30年度 R1年度 R2年度

○「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく 取組により、国が整備する公共建築物における木造化・内装等の木質化が進んでいる。

#### 成果・課題

- 官庁施設における<u>木造化、木質化の率先</u>(炭素の貯蔵等)を通じて、<u>脱炭素社会の実現に貢献※1</u>。
- 技術基準の整備・情報提供等により木材利用を促進。
- 各省各庁や地方公共団体と連携の上、技術的知見の充実を図りつつ、都市(まち)の木造化推進法<sup>※2</sup>の改正を踏まえた 木材利用の一層の促進が必要。
- ※1 非住宅(事務所、工場等)の建築物の床面積当たり二酸化炭素排出量の試算結果は、<u>非木造584.7(kg-CO2/m²)に対し木造は397.3(kg-CO2/m²)</u> (「令和3年度森林及び林業の動向」(林野庁)より)
- ※2 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (H22制定,R3改正)

### 4-2-1. デジタル化への対応(全体像)



- ●政府の成長戦略等に基づき、i-Constructionを建築分野にも拡大し、BIMなど生産性向上技術の活用を推進。
- ●行政事務のデジタル化に対応するために必要な設備等の<u>庁舎の整備与条件を整理</u>。
- ●施設管理者との連携を図り、<u>BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)やBIMMS-N(官庁施設</u> 情報管理システム)を活用し保全の適正化を図る。

### 各省各庁(施設管理者等)

- 行政のデジタル化
  - ▶ 行政サービスのデジタル化 (行政手続きのデジタル化、オンライン化)
  - ▶ デジタル化のための基盤整備 (プラットフォームの整備、クラウドサービスの利用推進)
  - ▶ 業務におけるデジタル技術の活用(AI等の活用)
    - 施設管理業務のデジタル化
      - ・BEMSによるエネルギー使用最適化
      - ・BIMMS-Nによる適正な保全
      - ・BIMデータを活用した維持管理(将来的検討)

#### 官庁営繕

- 施設整備におけるデジタル技術の活用
  - ・BIMの活用
  - ・発注・完成時の生産性向上技術の評価
  - ・情報共有システムの活用
  - ・遠隔臨場の原則化 等
- デジタル技術を活用した保全指導等
  - ・BIMMS-Nによる保全実態調査
  - ・維持管理段階までの一貫したBIMの活用(試行段階)
  - ·BEMS導入

- デジタル化に対応するための執務環境の整備 (ハード以外)
  - ・ペーパーレス化、情報システムの整備
  - ・高速通信網等の整備
  - ・フリーアドレス化、個別ブースの設置等

#### 業務のデジタル化に対応するための 施設整備

- ・通信配管確保・サーバーの荷重検討
- ・必要電気容量・空調設備等

保全指導·技術支援

# 4-2-2. デジタル化への対応(施設整備におけるデジタル技術の活用

### 国十交诵省

#### 実績

設計者・施工者・工事監理者等



官庁営繕

#### BIM※の取組

- ●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行)
- ・令和3年度に発注したPFI事業において、維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施 **\*Building Information Modelling** 
  - ・新たに作成したEIR(発注者情報要件)試案を活用し、設計BIM・施工BIMを試行







提供されたデータを元に施工BIMの実施



維持管理 段階













提供されたデータの維持管理段階での活用を検証

#### 情報共有、打合せ等の更なる円滑化

●原則全ての営繕工事※で情報共有システムを活用 ※小規模のもの、工期の短いもの等を除く



- ●営繕工事における建設現場の遠隔臨場の原則実施及び要領の作成(新規)
- ・「監督職員の立会い」を必要とする作業の一部に遠隔臨場を適用









受発注者の作業効率化 契約の適正な履行としての 施工履歴の管理の実施



- ●実施要領を作成
- ●建設現場の遠隔臨場を 原則全ての工事で適用

- 工事・業務関係書類等の押印・署名廃止
- ●工事・業務関係書類については、署名又は押印を廃止
- ●工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、 原則として、電子メール、情報共有システム等により実施
- ●工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、電子データを利用した検査を実施

# 4-2-2. デジタル化への対応(施設整備におけるデジタル技術の活用

### 国土交通省

#### 実績

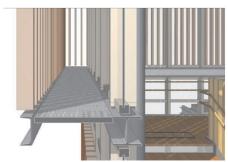
#### ● 関係基準類の整備

- ・官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成 及び利用 に関するガイドライン
- ・BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)
- · 建築設計業務等電子納品要領
- ・営繕工事電子納品要領
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン 【営繕 業務編・営繕工事編】
- ・営繕工事における情報共有システム機能要件
- ・遠隔臨場実施要領

#### ○ 生産性向上技術の活用状況

- ・BIM **101件**(H26年度~R3年度累計)
- ・遠隔臨場 32件 (R2年度~R3年度累計)

### 事例:生産性向上に関する取組



BIMによる部材の納まり検討



施工合理化技術の導入促進(ex. コンクリート床仕上げロボット)



BIMによる電気・空調等の位置検討



ICT建築十工を活用した施工

#### 評価

#### ○地方公共団体における参考度

・官庁営繕の生産性向上に関する取組を参考にしている地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)の割合(R4.3官庁営繕部調べ) 生産性向上に関する取組:96%

81

BIMガイドライン:48%

#### 成果・課題

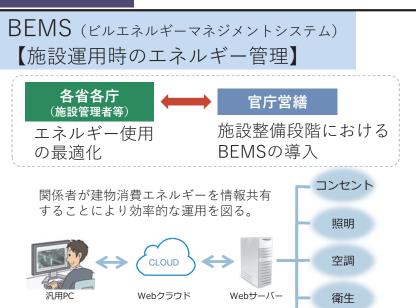
- ○施設整備におけるデジタル技術の活用により生産性向上を促進。
- ○引き続き、施設整備におけるデジタル化の取組を一層推進することが必要。

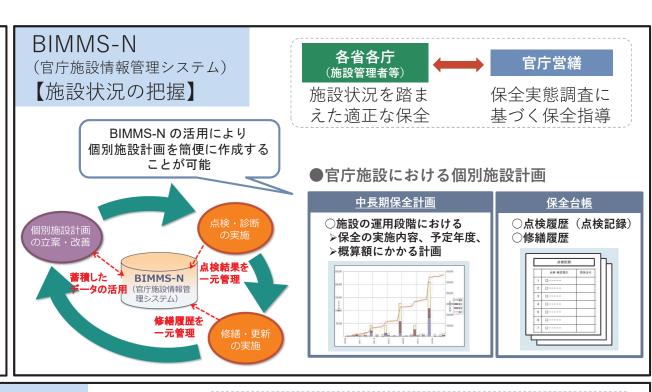
# 4-2-2. デジタル化への対応(維持管理におけるデジタル技術の活用

### 国土交通省

#### 実績

(再掲)





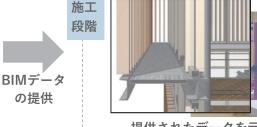
#### BIM【設計・施工データの維持管理段階での活用】

- ●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行)
  - ・令和3年度に発注したPFI事業において、 維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施

輸送

・新たに作成したEIR(発注者情報要件)試案を活用し、設計BIM・施工BIMを試行







BIMデータ の提供

各省各庁

(施設管理者等)

BIMデータを活

用した維持管理

#### 官庁営繕

一貫したBIMの活用に向けた 設計BIM、施工BIMの導入















提供されたデータの維持管理段階での活用を検証

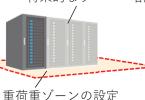
# 4-2-2. デジタル化への対応(業務のデジタル化に対応するための施設整

#### 実績

#### ニーズを踏まえたサーバー機械室の整備

- ・デジタル化に伴い増大するサーバー容量に対応する サーバー機械室の整備(必要面積の確保、荷重の検討)
- ・将来的なサーバー増設が見込まれる場合は、あらかじめ 重荷重ゾーンを設定。

将来的なサーバー増設



官庁営繕

ニーズを踏まえた 面積確保 • 重荷重 ゾーンの設定

各省各庁 (施設管理者等)

供用開始後に 施設管理者に おいて設備導入

#### 必要電気容量の確保

・デジタル化に伴い必要となる電力(OA機器の新規導入、 サーバー容量の増加、サーバー機械室の空調負荷増加等)を 踏まえ、必要な電力容量を確保。

#### 官庁営繕

ニーズを踏まえて必要な電気 容量を把握し、設計に反映



各省各庁(施設管理者等)

供用開始後に施設管理者 において設備導入



#### OAフロア化・大部屋化

事務室等は、室内レイアウト、用途、間什切り等の変更にできる限り柔軟に対応できる形状及び配置とする。



▲フリーアドレスに 対応可能なOAフロア

応しやすいグリッド型 システム天井の導入

官庁営繕

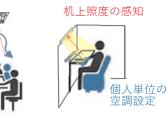
ニーズを踏まえた 平面計画の検討及びOAフロア化を実施 **r--** < 将来的検討(例) > **-----**



CO2濃度の感知

空調・換気の

多様な執務形態・空間に対応する 空調・照明の自動制御



個人に応じた空調・



▲フリーアドレス化(事例:総務省行政管理局)

#### 各省各庁(施設管理者等)

供用開始後に 施設管理者において設備導入

課題

○維持管理の効率化・最適化に向けたデジタル技術の活用、業務のデジタル化に対応した施設整備について、 民間における先進的な取組等について収集・整理し、官庁施設におけるニーズに即したデジタル化対応に 取り組むことが必要。



第1章 評価の概要

第2章 官庁営繕の現況

第3章 官庁営繕の取組の評価(総論)

第4章 環境対策とデジタル化への対応

# 第5章 主な課題と今後の方向性



	課題(再掲)		今後の方向性
1 防災・減災	○目標達成に向けて、引き続き <u>耐震対策、</u> 電力確保対策などを推進することが必要。 ○前提条件等が決定した施設から、津波・ 浸水対策を実施することが必要。	○耐震対策、電力確保対策の推進 	・改修、更新による <b>計画的な対策</b> の実施 
		○津波・浸水対策の推進	・ <u>津波防災診断</u> に係る各省各庁への <u>技術的支援</u> ・施設の <u>運用管理と連携</u> した <u>津波・浸水対策</u> の実施
2 保全指導・ 老朽化対策	○老朽化する官庁施設の増加が見込まれる ことから、官庁施設の長寿命化に向け、 保全指導、老朽化対策の一層の充実が 必要。	○保全指導の推進	・ <u>データ蓄積</u> による保全指導の <u>最適化</u> ・ <u>点検等へのデジタル技術の活用</u> に向けた検討・対応
		○ <mark>老朽化対策の推進</mark>	・ <u>インフラ長寿命化計画</u> に係る各省各庁への <u>技術的支援</u> ・個別施設計画との連携による <u>メンテナンスサイクルの構築</u>
3 地域社会 との連携	○各地域の <b>特性やニーズの変化等を適切に</b> <b>把握</b> し、引き続き <b>国有財産の有効活用</b> を 図りつつ、 <b>地域社会と連携した施設整備</b> <b>を推進</b> することが必要。	<ul><li>○地域と連携した国公有財産の 最適利用</li></ul>	・地方公共団体の施設との <u>集約・複合化</u> ・地域防災等に貢献する <u>利便施設の併設</u> ・観光まちづくり等に配慮した <u>景観形成</u> 、 <u>歴史的建造物の</u> <u>保存・活用</u> ・地域利用を考慮した <u>外部空間等の整備</u>
4 環境対策・ 木材利用	○ <u>技術的知見の充実</u> を図りつつ、脱炭素社会の実現に向けて、 <u>政府実行計画に基づく</u> 省エネ等の取組、木材利用促進法の改正を 踏まえた <u>木材利用の一層の促進</u> が必要。	○環境対策の推進	・ <u>脱炭素社会の実現</u> に向けた <u>ZEB化</u> などの取組 ・ <u>省エネ・創エネ</u> その他 <u>環境負荷低減に資する技術の活用</u>
		○ <mark>木造化・木質化の</mark> 促進	・技術開発等を踏まえた、多様な木造化等の <b>整備手法の</b> <b>検討・実施</b>
5 デジタル化 への対応	○施設整備におけるデジタル技術活用・ 生産性向上の取組の一層の推進が必要。 ○民間における先進的な取組等について	○施設整備・維持管理における デジタル技術の活用	・ <u>設計・施工</u> に加え、 <u>維持管理の合理化</u> に向けた デジタル技術の活用
	収集・整理し、官庁施設におけるニーズ に即したデジタル化対応に取り組むこと が必要。	○業務のデジタル化に対応した 施設整備の推進	・ <u><b>働き方に対応したオフィス環境</b></u> の検討・整備 
6 公共建築の	<ul> <li>○公共建築の発注者として常に先導的な 役割を果たすことができるよう、社会的 課題に適切に対応した取組の推進が必要。</li> <li>○その取組を普及するよう情報提供等を 行うことが必要。</li> </ul>	○発注者が適切に役割を果たす ための環境整備	・会議・HP等での <u><b>情報提供</b></u> 、 <u>相談窓口での技術的支援</u>
		○働き方改革に関する取組の推進	・受注者・発注者双方の <b>生産性向上に資する</b> <u>デジタル技術の活用</u>
		○PPP/PFI事業の推進	
		○ <b>ユニバーサルデザイン</b> の実現に向けた取組の推進	

85